

平成20年

上砂川町議会会議録

第3回 定例会

上砂川町議会

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成20年第3回定例会

第1号(9月24日)

議事日程	3
会議録署名議員	4
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議席の指定について	4
常任委員会委員の選任について	4
会議録署名議員指名について	5
会期決定について	5
諸般の報告	5
大内兆春の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	5
例月出納検査結果報告(6・7・8月分)	6
町長行政報告	6
教育長教育行政報告	7
上砂川町議会議員定数等審査特別委員会委員長報告	8
同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(同意)	9
同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(同意)	10
同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	10
発議第2号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について(原案可決)	12
議案第33号 権利の放棄について	13
議案第34号 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定について	15
議案第35号 地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例制定について	15
議案第36号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について	18
議案第37号 北海道市町村備荒資金組合理約の一部を改正する規約について	19
議案第38号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算(第3号)	20
議案第39号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	25
議案第40号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)	26
認定第1号 平成19年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	27
認定第2号 平成19年度上砂川町水道事業会計決算認定について	27
決算特別委員会設置及び付託について	30
報告第5号 平成19年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について(報告済)	31

休会について	3 3
散会の宣告	3 3

第 2 号 (9 月 2 6 日)

議事日程	3 5
会議録署名議員	3 5
開議の宣告	3 5
会議録署名議員指名について	3 6
一般質問	3 6
大 内 兆 春	3 6
教育長 勝 又 寛	3 7
福祉保健課長 山 本 丈 夫	3 8
高 橋 成 和	4 0
総務財政課長 永 井 孝 一	4 1
企画産業課長 林 智 明	4 2
福祉保健課長 山 本 丈 夫	4 4
川 上 三 男	4 4
福祉保健課長 山 本 丈 夫	4 5
議案第 3 3 号 権利の放棄について (原案可決)	4 6
議案第 3 4 号 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定について (原案可決)	4 6
議案第 3 5 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例制定について (原案可決)	4 7
議案第 3 6 号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	4 7
議案第 3 7 号 北海道市町村備荒資金組合格約の一部を改正する規約について (原案可決)	4 7
議案第 3 8 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計補正予算 (第 3 号) (原案可決)	4 8
議案第 3 9 号 平成 2 0 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (原案可決)	4 8
議案第 4 0 号 平成 2 0 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 1 号) (原案可決)	4 8
調査第 3 号 所管事務調査について (許可)	4 9
選挙第 2 号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	4 9
追加日程について	5 0
発議第 3 号 上砂川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	5 0
発議第 4 号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	5 1
意見書案第 1 1 号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書 (原案可決)	5 2
意見書案第 1 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 (原案可決)	5 3

意見書案第13号	生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書（原案可決）	55
意見書案第14号	社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書（原案可決）	56
意見書案第15号	「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書（原案可決）	57
教育委員長あいさつ		59
閉会の宣告		60

出席議員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9.24	9.26
1	貝 沼 宏 幸		
2	堀 内 哲 夫		
3	高 橋 成 和		
4	大 内 兆 春		
5	川 上 三 男		
6	水 谷 寿 彦		
7	横 溝 一 成		
8	柳 川 暉 雄		
9	森 国 三		
10	椿 原 満 春		

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 定	
		9.24	9.26
町 長	加賀谷 政 清		
副 町 長	貝 田 喜 雄		
教 育 長	勝 又 寛		
教 育 委 員 長	大 西 ヨシ子		
監 査 委 員	道 藤 秋 夫		
監 査 事 務 局 長	渡 辺 修 一		
総 務 財 政 課 長	永 井 孝 一		
企 画 産 業 課 長	林 智 明		
福 祉 保 健 課 長	山 本 丈 夫		
町 民 生 活 課 長	高 橋 良		
出 納 室 長	高 木 則 和		
消 防 長	川 下 清		
老人保健施設長 町立診療所事務長 特別養護老人ホーム施設長	是 洞 春 輝		
建設水道課主幹	清 野 勝 吉		

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 定	
		9.24	9.26
事 務 局 長	渡 辺 修 一		
書 記	三 上 美知子		

平成 2 0 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 2 4 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 零時 0 5 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 議席の指定について
- 第 2 常任委員会委員の選任について
- 第 3 会議録署名議員指名について
- 第 4 会期決定について
9 月 2 4 日～ 9 月 2 6 日
3 日間
- 第 5 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 空知中部広域連合議会第 2 回定例会結果報告（大内議員）
 - 3) 例月出納検査結果報告
(6 ・ 7 ・ 8 月分)
- 第 6 町長行政報告
- 第 7 教育長教育行政報告
- 第 8 上砂川町議会議員定数等審査特別委員会委員長報告
- 第 9 同意第 3 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 1 0 同意第 4 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 1 1 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意第 3 号・ 4 号・ 5 号は、即決とする。
- 第 1 2 発議第 2 号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
発議第 2 号は、即決とする。
- 第 1 3 議案第 3 3 号 権利の放棄について
- 第 1 4 議案第 3 4 号 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定について
- 第 1 5 議案第 3 5 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 1 6 議案第 3 6 号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 7 議案第 3 7 号 北海道市町村備荒資金組合同規約の一部を改正する規約について
- 第 1 8 議案第 3 8 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 9 議案第 3 9 号 平成 2 0 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 0 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 3 号～ 第 4 0 号は、提案理由・内容説明までとする。

第 2 1 認定第 1 号 平成 1 9 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について

第 2 2 認定第 2 号 平成 1 9 年度上砂川町水道事業会計決算認定について

認定第 1 号・第 2 号は、認定に付すべき理由・内容説明・質疑までとし特別委員会に付託。

第 2 3 決算特別委員会設置及び付託についで

第 2 4 報告第 5 号 平成 1 9 年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について

○会議録署名議員

7 番 横 溝 一 成

8 番 柳 川 暉 雄

開会の宣告

○議長（貝沼宏幸） おはようございます。開会に先立ちまして、過日行われました町議会議員の補欠選挙で当選されました水谷寿彦さんより、自席においてご挨拶をお願いします。

○水谷議員 大変貴重な時間をいただきまして有り難うございます。この度の補欠選挙におきまして当選しました新人の水谷でございます。住民の負託に応えるために、誠心誠意努力する所存でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（貝沼宏幸）

ただいまの出席議員は10名です。

理事者側につきましても、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成20年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） 直ちに本日の会議を開きます。

議席の指定について

○議長（貝沼宏幸） 日程第1、議席の指定について議題といたします。

水谷議員の議席につきましては、会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席番号6番に指定いたします。

常任委員会委員の選任について

○議長（貝沼宏幸） 日程第2、常任委員会委員の選任について議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、6番、水谷議員を総務文教常任委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議はありませんので、ただいまの指名のとおり総務文教常任委員会委員に選任

することに決定いたしました。

会議録署名議員指名について

○議長（貝沼宏幸） 日程第3、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、7番、横溝議員、8番、柳川議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

会期決定について

○議長（貝沼宏幸） 日程第4、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月26日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

諸般の報告

○議長（貝沼宏幸） 日程第5、諸般の報告を行います。

議政報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告について、大内議員。

○4番（大内兆春） 空知中部広域連合議会について。

標記の件につき、平成20年空知中部広域連合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成20年8月27日水曜日午前10時。場所でありますが、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室であります。

議件、報告第1号 平成19年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算繰越明許費繰越計算書について。認定第1号 平成19年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。認定第2号 平成19年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について。認定第3号 平成19年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について。認定第4号 平成19年度空知中部広域連合老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第5号 平成19年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について。議案第6号 空知中部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例。議案第7号 空知中部広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例。議案第8号 空知中部広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例。議案第1号 平成20年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第1号）。議案第2号 平成20年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第1号）。議案第3号 平成20年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第1号）。議案第4号 平成20年度空知中部広域連合老人保健特別会計補正予算（第1号）。議案第5号 平成20年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第1号）。選挙第1号 空知中部広域連合

選挙管理委員会補充員の選挙について。

結果であります。慎重審査の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告を終わります。

次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の6、7、8月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

町長行政報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第6、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（加賀谷政清） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成20年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議などにつきましては、お手元に配付の報告書により報告とさせていただきますが、マイクログラス株式会社の事業拡大とジャパンアグリテック株式会社のシイタケ栽培事業の進出について、2点ご報告をいたしたいと思います。

初めに、マイクログラス社の事業拡大についてであります。マイクロ社は炭鉱閉山後間もない平成2年に進出した企業で、医療用のカバーガラスやスライドガラスなどを製造しており、平成11年には医療用替え刃を製造するブレード工場を建設するなど、地域経済の一翼を担っている企業であります。マイクログラス社は、このたびデンマークの医療関係企業との業務連携が実現し、主要製品であるスライドガラスの受注が大幅に増加したことから、需要増加に対応すべく現在の工場の南側駐車場に新工場を建設し、増産体制を図り、現在の年間生産量8,400万枚から5年後の平成25年には年間3億枚に増産し、売上額につきましても現在の7億8,900万円から5年後には22億円ほどの売り上げを目指すとしております。新工場につきましては、鉄骨づくり平家建てで、建築面積1,872.3平方メートルで、去る8月29日に地鎮祭を挙げており、工期につきましては既に今月から工事に着手しており、明年1月竣工予定となっております。新規雇用につきましては、正規職員30名ほどの雇用を予定しており、地域経済の活性化につながるものでありまして、製造業が対象となる道の企業立地促進費補助金の活用を図るとともに、後ほど議案の中で説明いたしますが、企業振興促進条例の一部を改正して、産炭地域振興センターの助成金を活用するなど支援をしてまいりたいと考えております。

次に、ジャパンアグリテック社のシイタケ栽培事業の新規進出についてであります。ジャパン社につきましては、バイオ社が菌床ほだ木の種菌を購入していた鐘紡が産業再生機構の支援を受けたことにより、鐘紡が所有していた種菌の権利を購入した企業で、本社は東京で北海道から九州まで全国各地に種菌を販売している大手企業であります。ジャパン社は、このたび駒が台の工業団地の旧アマナス雲海施設を購入し、バイオ社のほだ木を活用してシイタケ栽培事業を行うもので、バイオ社と連携をしてほだ木の製造からシイタケの栽培、出荷まで全作業を上砂川町で行うことで効率化を図るとともに、上砂川町における菌床シイタケの総合産地形成化を推進するということでもあります。本年6月に旧アマナス雲海施設の所有者である雲海海造から土地1万5,068.1平方メートルと事務所1棟、工場2棟、福利厚生施設1棟、計4棟の施設を購入し、現在2棟、合わせて3,634.29平方メートルの工場を10月の一部操業

に向け改修工事を行っており、すべての工事が終わるのは明年2月の予定とのことであります。改修工事がすべて終わりますと、中町の栽培ハウス13棟分に匹敵する規模の栽培棟となり、年間400トンのシイタケが栽培されバイオ社に出荷されることになり、売上高につきましても2年目以降3億円ほどの売り上げが見込まれ、またバイオ社から年間70万本程度のほだ木を購入することになっていることから、バイオ社も年間200万本のほだ木製造を確保することができることとなり、関連企業への波及効果も期待されるところであります。ジャパン社につきましては、本町に北海道事業所を新たに設置し、正職員、パート、合わせて40名ほどの雇用を予定しておりますが、シイタケ栽培事業は製造業ではないので、道の助成金の対象とならないことから、マイクロ社同様、産炭地域振興センターの助成金を活用するなどの支援をしてみたいと考えております。

本町としては、マイクロ社とジャパン社合わせて70名ほどの雇用が創出されることとなり、雇用環境の厳しい本町にとっては大変うれしいことでありますが、本町だけでは雇用の確保が難しいことから、滝川や美唄の公共職業安定所と連携を図り、雇用の確保についても協力してみたいと考えております。

以上、2件についてご報告を申し上げ、町長の行政報告といたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で町長の行政報告を終わります。

教育長教育行政報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第7、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（勝又 寛） 教育行政報告を申し上げます。

平成20年第2回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましては、お手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、学校施設の耐震化と北教組時間外勤務手当訴訟の2件につきましてご報告を申し上げたいと思います。

学校施設の耐震化につきましては、本年5月の中国四川大地震の震災を教訓に、文部科学省は向こう3年間以内ですべての学校施設の耐震化を終えるよう通達がなされ、また6月の岩手・宮城内陸地震を契機に平成22年度までの時限立法である地震対策特別措置法の一部改正が6月18日に施行され、学校施設の耐震化に対する国庫補助の補助率の引き上げが現行3分の1を2分の1に、2次耐震診断後のI s値、構造耐震指標が0.3未満の学校については3分の2に改正されたところであります。本町の学校施設は、昭和56年以前の古い耐震化基準で建設されました昭和50年建築の中央小学校体育館、昭和46年から49年にかけて建築の中学校につきまして新しい耐震基準を満たすため早急な対策が必要なことから、本年度施行の補助制度を最大限活用しながら3カ年計画で耐震化を進める予定であります。本年度においては、予定をしておりました優先度調査を取りやめ、後年度の耐震補強工事の前提となる詳細な建築状況を把握するための2次診断費用、小中学校合わせて1,660万円を今定例会に補正予算計上させていただいております。また、国庫補助の引き上げの対象事業とするためには、国土交通省から策定を求められております公共施設、民間住宅を含めた住宅建築物耐震促進計画をもとに町地域防災計画へ学校施設の耐震化計画を盛り込み、知事の変更の同意を得た後に道の第3次地震防災緊急事業5カ年計画に登載されることが必要条件であることから、住宅建築物耐震促進計画策定業務委託費291万9,000円をあわせて今定例会に補正予算計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。計画では、21年度には

耐震補強工事に係る実施設計委託費を計上し、22年度には小中学校の耐震補強工事を予算計上するものであります。この耐震補強工事に合わせて劣化が激しい小学校体育館の外壁補修、また中学校におきましては昭和63年、平成4年に大規模改修を行っておりますが、建設時の生徒約950名から現在93名の生徒希望に合った効率的な校舎の利用のため現在使用しております3階以上を閉鎖し、教室、特別教室などを1階、2階に配置して快適な学習環境を整え、改修と老朽化の激しい外部、内部の改修を平成22年度の補強工事とあわせて施工することを検討しておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、北教組時間外勤務手当請求訴訟についてご報告を申し上げます。この訴訟につきましては、平成15年第1回定例会と平成16年第3回定例会において報告しておりますが、訴訟内容は平成14年12月11日に北教組に加入する公立学校の教員1,155名が超過勤務が常態化しているとしてそれに見合う手当が支払われていないとして、道と96市町村を相手に平成14年11月21日から12月20日までの1カ月間の超過勤務手当2億2,600万円の支払いを求めた訴訟であります。平成16年7月29日に一審の札幌地方裁判所判決は、原告に時間外勤務手当を請求する法的根拠がないとして請求を棄却したところでありますが、原告は判決を不服として札幌高等裁判所に控訴いたしました。控訴審では、平成19年9月27日、札幌高等裁判所判決は時間外勤務は自主的に行ったものなどとして控訴を棄却したところであります。原告は、この判決も不服として最高裁に上告したところであります。このたび上告審での判決が平成20年8月27日に出され、最高裁第1小法廷で事実誤認の主張として裁判官5人全員一致の決定で原告側の請求を棄却しました。これにより、一審、二審判決が確定し、被告側の全面勝訴として結審いたしました。この最高裁判決における上告審ですべて終了いたしましたので、この裁判に要した弁護士報酬金10万5,000円を今定例会に補正予算として計上させていただいておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上、学校施設の耐震化と北教組時間外手当請求訴訟につきまして報告をさせていただきましたが、ご理解を賜りたくお願い申し上げます、教育行政報告といたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

上砂川町議会議員定数等審査特別委員会委員長報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第8、上砂川町議会議員定数等審査特別委員会審査結果報告について、委員長から報告を求めます。森委員長。

○上砂川町議会議員定数等審査特別委員長（森 国三） 委員会の審査結果報告をいたします。

本委員会に付託されました審査事件について、審査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

1、審査事件、上砂川町議会議員定数等について。

2、審査の経過、上砂川町議会議員定数等審査特別委員会の開催は、第1回、平成20年7月24日から第3回、平成20年9月16日まで、3回開催しました。

審査の概要及び結果であります。分権時代が進展する中、議会の役割はますますその重要性を増しているが、地方交付税の大幅な減収や合併を検討した2市3町の地域づくり懇談会の状況などにより、去る6月17日の議会運営委員会において議員定数等を審査すべく議員提案により特別委員会を設置する旨を申し合わせ、6月20日の第2回定例会最終日に発議第1号により特別委員会の設置が上程され、全

会一致をもって可決。直ちに10名の委員で上砂川町議会議員定数等審査特別委員会が設置されました。

第1回の特別委員会は、7月24日午前10時に開会し、委員会の開催スケジュール、審査方法、議会事務局から提出された資料をそれぞれ審議しました。

第2回特別委員会は、8月21日午前10時に開会し、各委員全員から定数についての意見を拝聴した結果、近隣市町との状況から1名減が1人、2名減の意見が8人出され、本委員会としては2名減の9人の結論に至りました。

第3回特別委員会は、9月16日午後4時に開会し、常任委員会の数、常任委員会の定数、本報告書について審議し、常任委員会は従来どおり2とし、定数については総務文教常任委員会を5人、厚生建設常任委員会を4人とする結論に至りました。

以上、委員会の報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（貝沼宏幸） お諮りいたします。

本委員会は、議員全員による特別委員会でありますので、質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

本報告書は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、上砂川町議会議員定数等審査特別委員会審査報告は、委員長報告とおり決定いたしました。

同意第3号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第9、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由、内容の説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

提案理由といたしましては、現委員大西ヨシ子氏が平成20年9月30日で任期満了となるに伴い、後任に坂本充生氏を任命することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明に入りますが、このたびの教育委員の任命に当たっては、法の改正によりまして委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないこととなったことから、これらの条件を勘案して選任をしたところであります。

本文に入ります。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町字鶉85番地2（鶉4条3丁目2番1 4号）。氏名、坂本充生。生年月日、昭和33年3月5日。職業、会社役員。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

これより同意第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

本来であれば、ここで退任される大西教育委員長よりごあいさつをいただくところでございますけれども、最終日にごあいさつをお願いすることといたします。

同意第4号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第10、同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

勝又教育長につきましては、慣例により退席をお願いいたします。

〔教育長 勝又 寛 退場〕

○議長（貝沼宏幸） それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由、内容の説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

提案理由といたしましては、現委員勝又寛氏が平成20年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

それでは、内容の説明に入ります。本文をご参照いただきたいと思います。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所、上砂川町字鶉274番地7（東鶉北1条4丁目1番12 2号）。氏名、勝又寛。生年月日、昭和24年11月25日。職業、教育長。備考、任期4年。

本件につきましては人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

これより同意第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

〔教育長 勝又 寛、坂本委員 入場〕

○議長（貝沼宏幸） ここで、教育委員に任命されましたお二人のごあいさつをいただきます。

最初に、勝又教育長、ごあいさつをお願いいたします。

○教育長（勝又 寛） ご指示がありましたので、ごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいまは、私の教育委員の再任につきましてご同意いただきまして、まことにありがとうございます。また、4月の教育委員の任命からこの間、いろんな意味でご指導、ご協力をいただきましたことにつきましても重ねてお礼を申し上げたいと思います。

今皆様方もご承知のように、学校教育におきましてはゆとり教育から学力向上というふうにかなり大きく変わってきて、これからの子供たちも大変かなというふうに考えてございます。このような中で子供たちが学力向上はもとより、それに伴いまして心豊か、そしてたくましい子供たちの育成のために頑張りたいと思っております。また、子供たちが楽しく学校に通い、また思い出の残る学校づくりにしたいと思っておりますが、私自身大変微力ではありますが、頑張りたいというふうに考えてございます。

今後とも皆様方のご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、あいさつにかえさせていただきたいと思っております。よろしくお祈り申し上げます。

○議長（貝沼宏幸） 引き続き、坂本委員、ごあいさつをお願いいたします。

○教育委員（坂本充生） おはようございます。ただいまご紹介いただきました坂本でございます。貴重なお時間をいただきまして、一言お礼のごあいさつを述べさせていただきます。

このたび加賀谷町長様より教育委員としてご推挙を受け、そしてただいま議会の皆様のご同意を賜りまして、まことにありがとうございます。未熟ではありますが、皆様のご指導を受け、微力ながら頑張っていきたいと思っておりますので、大変簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○議長（貝沼宏幸） どうもありがとうございました。

ここで一たん休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時40分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第5号

○議長（貝沼宏幸） 日程第11、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につ

き同意を求めることについて、提案理由、内容の説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

提案理由としては、現委員庄田繁氏が平成20年9月30日で任期満了となることに伴い、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであること。

内容の説明に入ります。本文をご参照ください。次の者を本町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町字鶉74番地22(下鶉東2丁目1番2号)。氏名、庄田繁。生年月日、昭和9年2月19日。職業、無職。備考、任期3年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いをいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

これより同意第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

よって、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

発議第2号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第12、発議第2号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。9番、森議員。

○9番(森 国三) 発議第2号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について。

上記議案を地方自治法第112条及び上砂川町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年9月24日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 森 国 三

賛成議員 大 内 兆 春 椿 原 満 春 川 上 三 男 高 橋 成 和

提案理由、地方自治法の第100条第12号の新設に伴い、これに準拠している本規則の一部を改正するものである。

上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則。

上砂川町議会会議規則(昭和62年上砂川町議会会議規則第2号)の一部を次のように改正する。

「第15章」を「第16章」に、「第16章」を「第17章」にそれぞれ1章ずつ繰り下げ、第118条中「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改め、同条を第119条とし、第119条を第120条とする。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 全員協議会

(全員協議会の設置)

第118条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は、調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 討論なしと認めます。

これより発議第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり決定いたしました。

議案第33号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第13、議案第33号 権利の放棄について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました議案第33号 権利の放棄について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

提案理由としては、出資による権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決に付するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして議案第33号について内容の説明をいたします。

資料ナンバーの1をご参照いただきたいと思います。本議案につきましては、株式会社北海道椎茸集荷センターが商法第404条の規定により本年9月15日付をもって会社を解散したことに伴い、本町が出

資している権利を放棄するものであります。

集荷センターは、平成7年に当時の鐘紡と鐘紡の委託栽培企業が主体となって、上砂川バイオで製造している人工ほだ木を使用して大規模にシイタケ栽培をしている道内の一定地域の収穫シイタケを上砂川町へ集荷し、一括して札幌、旭川中央市場に販売することを目的に栽培企業である夕張ファームと山田産業がそれぞれ400万円、柏台牧場が250万円、上砂川バイオと町がそれぞれ500万円の出資をし、資本金2,050万円で平成8年に創業した企業であります。施設建設に当たり、鐘紡から商品価値を高めるため、質、量とも効率的に処理する自動選別包装機の導入を強く勧められたことから、自動選別包装機を2台、2億4,000万円で整備し、購入資金については施設建設の一部も含め2億9,700万円を農林漁業金融公庫から15年返済で借り入れしたところでございます。しかし、2億4,000万で購入した自動選別包装機につきましては処理能力が低いことから翌年から使用しておらず、返済金については鐘紡が肩がわりしていたところでございますが、鐘紡が産業再生機構の支援を受けたことによりまして、平成18年3月期から返済が履行されていない状況となり、返済金、元金残高は1億3,000万円となっているところでございます。このため、農林公庫から本年4月に施設を売却するなど会社を整理して返済するよう強く求められ、集荷センターについては当初予定していた栽培企業からの収穫シイタケの量が思うように集荷されず、大変厳しい経営状況にあることから、今後においても農林公庫へ返済できないと判断し、農林公庫の要求どおり会社を売却、整理することを決断したところでございます。

施設の売却に当たりましては、集荷センター施設をジャパンアグリテック社から資金手だてを受けまして1,100万円で上砂川バイオに売却し、連帯保証人からの保証金800万円と合わせまして1,900万円を農林公庫に返済して会社を解散することで農林公庫の1億3,000万円の債権放棄について合意を見たところでございます。また、売却後の集荷センターの業務につきましては、引き続き上砂川バイオが従業員も含め引き継ぐことになったところでございます。集荷センターの売却により、9月15日付をもって会社を解散したことによりまして、会社解散に伴い民間企業4社と本町が出資している500万円、合わせて2,050万円の出資金について、民間企業4社すべてが出資金を放棄したことから、本町におきましても放棄をせざるを得ない状況となりますので、本町が出資した500万円の出資の権利について放棄するものでございます。

今後は、渡辺集荷センター代表清算人を選任し、会社清算に向けての作業に入ることになるものでございます。

なお、集荷センター施設の売却に当たり、資金手だてをしたジャパン社につきましては、今後も上砂川バイオを支援するため駒が台工業団地の雲海酒造所有の施設を購入し、シイタケ栽培事業を展開するというところでございまして、町長の行政報告がなされたところでございます。ほだ木の製造からシイタケの栽培、そして出荷まですべて上砂川町で行うことで上砂川町における菌床シイタケの総合産地化形成を図るというものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。権利の放棄について。

次のとおり権利を放棄する。

1 放棄する権利

(1) 権利の種類 株式会社北海道椎茸集荷センターに対する出資による権利

(2) 権利の内容 平成7年12月13日出資の出資金額500万円(総発行株式410株のうちの100株)

2 放棄する理由

株式会社北海道椎茸集荷センターが平成20年9月15日付をもって商法第404条の規定による会社解散をするに当たり、他の出資者すべてが出資の権利を放棄したため。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

議案第34号 議案第35号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第14、議案第34号、日程第15、議案第35号については関連性がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定について、議案第35号 地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例制定について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま一括上程されました議案第34号及び議案第35号について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

初めに、議案第34号 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定について。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正後の地方自治法第203条第3項及び第4項の規定に基づき、本町の議会議員に対して支給する議員報酬及び費用弁償等の額並びにその支給方法について定めるものであること。

次、議案第35号 地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例制定について。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくをお願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第34号及び議案第35号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成20年6月18日に交付、9月1日から施行されたことに伴いまして、本条例の関連規定について整備が必要となることから、条例の制定及び一部改正を行うものでございます。

今回の地方自治法の改正内容は、1点目として議会活動の範囲を明確化するため、議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができることとされたこと。2点目は、議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方

法と異なっていることを明確にするため、現行の同一条項から議員の報酬の規定にかかわるものを分離し、明確にするとともに、名称を議員報酬に改めるものでございます。

このうち1点目の議会活動の範囲の明確化につきましては、先ほどの発議第2号にて議会会議規則の一部改正が提出されたところでございますが、2点目の議員報酬の規定にかかわりまして2件の議案として提出し、整備を行うものでございます。

議案第34号の上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定につきましては、本町の特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例から議会議員の関係項目を分離して新条例を制定するものでございます。

議案第35号であります。地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例制定につきましては、新条例の制定によりまして特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例から議会議員関係の条項を削除し、また議会議員の報酬の臨時措置に関する条例の規定中の報酬名称、参照条例の変更を行い、新条例との整合性を図るために金額の加算額表記を総額表記に変更するものでございます。さらに、特別職報酬等審議会条例及び附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例につきましては、報酬名称、参照条文の変更を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第3項及び第4項の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬及び費用弁償等の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額27万9,000円
- (2) 副議長 月額22万1,000円
- (3) 常任委員長及び議会運営委員長 月額20万1,000円
- (4) 議員 月額18万5,000円

(議員報酬の支給方法)

第3条 新たに議員になった者には、その日から議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その月の議員報酬は、全額を支給する。ただし、その職を離れた月に再びその職に就いたときは、重ねてその月の議員報酬は支給しない。

3 議員報酬の支給期日及び支給方法は、一般職の職員の給与支給の例による。

(日割計算)

第4条 前条の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日までに支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(費用弁償)

第5条 議員が職務のため町の区域外に旅行したときは、費用弁償として鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、上砂川町職員の旅費に関する条例（昭和33年条例第6号）による町長等相当額とし、その支給条件及び支給方法は一般職の職員の旅費支給の例による。

（期末手当）

第6条 議員で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において議員が受けるべき議員報酬の月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

（1）6月1日 100分の212.5

（2）12月1日 100分の232.5

3 議員の期末手当の支給期日及び支給方法は、一般職の職員の例による。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 当分の間、期末手当については、条例第6条第2項の規定にかかわらず、この規定による期末手当の額から100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

次に、議案第35号でございます。地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例。

（上砂川町特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第1条 上砂川町特別職報酬等審議会条例（平成12年上砂川町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「議会の議員、」を「議会の議員の議員報酬の額、」に改める。

（特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部改正）

第2条 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例（昭和26年上砂川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条」を「第203条の2」に改める。

第7条第3項中「及び議会の解散」を削り、「、失職、除名及び死亡」を「及び死亡等」に改める。

第10条を削る。

附則第2項を削り、第1項の項名を削る。

別表中「町議会議員 月額18万5,000円 議長にあっては9万4,000円、副議長にあっては3万6,000円、委員長にあっては1万6,000円を増額する。」を削る。

（上砂川町議会議員の報酬の臨時措置に関する条例の一部改正）

第3条 上砂川町議会議員の報酬の臨時措置に関する条例（平成18年上砂川町条例第18号）の次を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第1条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第2条中「議長、副議長、委員長及び議員の報酬」を「議員に対して支給する議員報酬」に、「特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例（昭和26年条例第6号）第3条別表に掲げる報酬月額」を「上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年条例第 号）第2条各号に掲

げる議員報酬の額」に改める。

第3条の見出し中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第3条第1項を次のように改め、第2項を削り、第3項を第2項とする。

第3条 臨時措置の議員報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 議長 月額22万4,800円

(2) 副議長 月額18万7,800円

(3) 常任委員長及び議会運営委員長 月額17万1,800円

(4) 議員 月額15万9,000円

(上砂川町附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第4条 上砂川町附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例(昭和31年上砂川町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条」を「第203条の2」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

議案第36号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第16、議案第36号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました議案第36号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、社団法人北海道産炭地域振興センター空知産炭地域総合発展機構の新産業創造等事業の助成制度制定に伴い、本条例の関係条項を改正するものである。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして議案第36号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、社団法人北海道産炭地域振興センターの助成事業であります空知産炭地域新産業創造等事業、いわゆる新基金と言われるものでございますが、この基金を取り崩して活用するため、企業振興促進条例を改正するものでございます。

新産業創造等事業につきましては、主に民間企業が行う事業が対象となるものであります。本助成制度につきましては振興センターの助成取扱規程において助成対象者は各市町となり、助成条件につい

ても各市町において助成制度を創設し、各市町を經由し、民間企業へ交付されることになっております。このことから、本町といたしましては昨年1月の第1回臨時議会で議決いただきました旧基金となります。基盤整備事業同様に既存の企業振興促進条例の一部を改正して対応するものとし、今議会に提案するものでございます。

なお、運用に当たりましては、実施要綱並びに実施要領を制定し、適正に対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例。

上砂川町企業振興促進条例（昭和48年上砂川町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「基盤整備事業」を「基盤整備事業並びに新産業創造等事業」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

議案第37号

○議長（貝沼宏幸） 日程第17、議案第37号 北海道市町村備荒資金組合同約の一部を改正する規約について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第37号 北海道市町村備荒資金組合同約の一部を改正する規約について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合同約の一部を次のとおり改正する。

提案理由といたしましては、北海道市町村備荒資金組合における普通納付金の返還の特例制度を創設するため、規約の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示により議案第37号について内容の説明をいたします。

北海道市町村備荒資金組合は、道内全市町村が加入し、構成されているものでございます。災害の発生に備えた積み立てにかかわる事務を共同処理する組織でございます。主な事業は、災害復旧事業費用に充てるための普通納付金と市町村が任意で積み立てることができる超過納付金を原資として、災害による減収補てんや災害復旧事業等の支消のほか、長期債の貸付事業や車両等の譲渡事業を行っているものでございます。このたびの規約改正につきましては、災害復旧対策経費に充てる場合以外に支消できないこととされております普通納付金につきまして、平成19年に交付された地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政再生判断比率、いわゆる4指標と言われるものでありますが、この比率が財政再生基準を超えて財政再生団体となるおそれのある場合で、自主的に財政の健全化を図るための取り

組みを行っている場合に限り、全部または一部の返還を求め、取り崩しができるとするものでございます。

これは、道内の市町村のほとんど、とりわけ旧産炭地域が財政基盤が脆弱で厳しい財政運営を余儀なくされ、今後の景気動向等によっては財政危機に直面し、円滑な行財政運営に支障を来すことが想定されるものであり、本町と同じ旧産炭地であります赤平市から財政再生団体となることを回避し、財政の自主健全化を図るため普通納付金の支消について要請がありましたことから、緊急避難的な措置として普通納付金の返還の特例制度を創設するものであります。

なお、このたびの規約改正が地方自治法の規定に基づき、構成市町村の議会議決を要しますことから提案するものでございますが、構成市町村が議会に提案、議決の運びとなりました後に組合より知事へ許可を受けることとなっておりますことを申し添えます。また、最後に参考ではございますが、本町におきましては財政健全化判断比率の平成19年度における各指標がすべて国の基準以下となっておりますので、当面活用はないと想定されるところでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。北海道市町村備荒資金組規約の一部を改正する規約。

北海道市町村備荒資金組規約（昭和31年規約第1号）の一部を次のように改正する。

第16条に見出しとして「(返還等)」を付する。

第16条の次に次の1条を加える。

第16条の2 当該年度の地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第8条第1項の再生判断比率（次項において「再生判断比率」という。）のいずれかが同法第2条第6号の財政再生基準（次項において「財政再生基準」という。）以上となるおそれがある組合市町村は、当該組合市町村が納付した納付額及びこれに対する第18条の規定による配分金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 組合は、組合市町村から前項の規定による返還の求めがあった場合は、条例で定めるところにより、次に掲げる要件のすべてを満たすと組合長が認めたとときに限り、当該組合市町村が納付した納付額及びこれに対する第18条の規定による配分金の全部又は一部を返還するものとする。

（1）当該返還を求める組合市町村の当該年度の再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上となる見込みであること。

（2）当該組合市町村が、自主的に財政の健全化を図るための取組を行っていること。

（3）当該返還に応じることにより、当該返還を求める組合市町村の当該年度の再生判断比率が財政再生基準を下回ることとなる見込みであること。

3 前項の規定により納付額及びこれに対する第18条の規定による配分金の返還を受けた組合市町村で第15条第2項の規定により納付を停止しているものは、条例で定めるところにより、当該返還を受けた日の属する年度の翌年度から、同条第1項の規定による納付を行うものとする。

附則

この規約は、北海道知事の認可のあった日から施行する。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 内容の説明を終わります。以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

議案第38号

○議長（貝沼宏幸） 日程第18、議案第38号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）につい

て議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました議案第38号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文をご参照いただきたいと思います。

平成20年度上砂川町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,360万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は「第2表 地方債補正」による。

平成20年9月24日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくをお願いをいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして議案第38号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金355万4,000円の追加で、1億538万4,000円となります。

2 項国庫補助金355万4,000円の追加で、3,635万2,000円となります。

14款道支出金97万6,000円の追加で、8,805万3,000円となります。

3 項道委託金97万6,000円の追加で、805万4,000円となります。

19款町債1,405万8,000円の追加で、1億4,725万8,000円となります。

1 項町債、同額です。

20款繰越金3,241万2,000円の追加で、3,863万4,000円となります。

1 項繰越金、同額です。

歳入合計が5,100万円の追加で、25億1,360万円となります。

2、歳出、2 款総務費2,985万1,000円の追加で、2 億500万6,000円となります。

1 項総務管理費1,944万5,000円の追加で、1 億8,248万9,000円となります。

2 項徴税費1,040万6,000円の追加で、1,289万円となります。

3 款民生費18万5,000円の追加で、6 億2,379万5,000円となります。

2 項児童福祉費18万5,000円の追加で、4,060万3,000円となります。

6 款農林水産業費209万5,000円の追加で、318万5,000円となります。

1 項林業費、同額です。

8 款土木費291万9,000円の追加で、2 億929万1,000円となります。

1 項土木管理費291万9,000円の追加で、8,205万5,000円となります。

10款教育費1,595万円の追加で、9,478万5,000円となります。

2 項小学校費270万円の追加で、2,744万7,000円となります。

3 項中学校費1,325万円の追加で、4,610万3,000円となります。

歳出合計が5,100万円の追加で、25億1,360万円となります。

第2表、地方債補正、1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。環境保全林整備事業、1,080万円、普通貸借又は証券発行、4%以内(ただし、利質見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

2、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。臨時財政対策債、9,500万円、9,825万8,000円。

事項別明細書の歳出へまいります。4ページでございます。3、歳出、総務費、総務管理費、5目財産管理費1,450万円の追加で、4,755万8,000円となります。17節の公有財産購入費1,450万円の追加で、環境保全林整備事業用地取得費でございます。

資料のナンバー2をごらんいただきたいと思います。4月4日及び17日の全員協議会におきまして説明をさせていただきましたが、温泉沢川支流南斜面、図面の黒い太い実線内でございますが、この白地19ヘクタールにつきまして所有者でございます大手町地所との協議が調い、夏場の渇水対策用の良質な水道水源確保のため購入するものでございます。当初は、土地代といたしまして1,000万円、測量代として600万円とされていましたが、交渉の結果、土地代にありましては実測後多少の増減が生じると見込まれますが、950万円とし、測量代にあっては500万円の合計1,450万円となったところでございます。隣接いたします用地の民間伐採業者への土地売却が12月とのことから、それまでに面積を確定し、分筆登記が求められるということでございまして、測量に2カ月間を要するため本定例会での予算計上となるものでございます。なお、測量発注が大手町地所となりますことから、土地代金と合わせまして公有財産購入費として一括し、予算計上するものでございます。

予算書へお戻りください。9目諸費494万5,000円の追加で、704万1,000円となります。8節の報償費10万5,000円の追加は、教育長行政報告で説明いたしました北教組時間外訴訟の勝訴結審に伴う弁護士の報償費でございます。23節の償還金、利子及び割引料484万円の追加は、自立支援給付費の身障者の知的施設利用者減による生産返還金223万円のほか、税源移譲に伴います平成19年度住民税還付金228万8,000円等でございます。なお、住民税還付金には道民税97万6,000円も含まれてございまして、同額を道より委託金にて収納するものでございます。

総務費、徴税费、2目賦課徴収費1,040万6,000円の追加で、1,276万3,000円となります。13節委託料でございますが、個人住民税年金特別徴収システム改修業務等でございます。

資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。個人住民税の公的年金からの特別徴収についてでございます。1番、要旨でございます。個人住民税につきましては、公的年金からの特別徴収金制度が平成21年10月支給分から実施されることに伴いまして、必要となつてまいります税のシステム改修費と年金からの特徴システム導入費用を措置するものでございます。

このたびの対象者につきましては、2に記載のとおり、65歳以上の公的年金受給者で老齢基礎年金が

18万円以上の者、そして介護保険料が特別徴収されている者で特別徴収税額が老齢基礎年金額を超えない者とされており、全町でおおむね1,610人の年金受給者のうち551人が対象となるものでございます。

平成21年1月から年金支払い報告情報が紙、いわゆる用紙から電子データとなりますので、このたび補正に予算を計上し、進めるものでございます。予算額につきましては1,040万6,000円で、全体の税システム改修で775万1,000円、特徴システム導入で265万5,000円となり、交付税措置といたしまして200万円が措置されるというものでございます。

4番には、年金受給者のデータの流れを記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

予算書へお戻りください。民生費、児童福祉費、2目保育所費18万5,000円の追加で、1,383万6,000円となります。職員休暇に係る代替保育士賃金29日分の計上でございます。

農林水産業費、林業費、1目林業振興費209万5,000円の追加で318万5,000円となります。19節負担金、補助及び交付金、美しい森林づくり基盤整備事業交付金でございます。

資料のナンバー4をごらんいただきたいと思います。美しい森林づくり基盤整備事業交付金の概要でございます。制度の目的でございますが、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、健全な森林を次世代に引き継ぐために京都議定書に基づきまして森林整備を進めるものでございます。平成20年5月に制定されました森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法により、全国で平成19年から24年の6年間で330万ヘクタールの間伐を実施するものでございます。間伐等の取り組みを支援するため、森林所有者に対し美しい森林基盤整備交付金を交付し、事業の促進を図るものでございます。

制度の内容でございますが、今お話ししたとおりでございます、負担割合でございます、表の一番下でございますが、森林所有者が2分の1の負担、町が2分の1の負担となりますが、国から同額補助がされるというものでございます。

本年度事業につきましては、3番に記載のとおり、テレビ中継局付近の森林や上砂川トンネル東側にある森林など、計7カ所で19.92ヘクタールと予定されているところでございます。

事業の実施主体につきましては、美唄市の北海道三鉱石油となるものでございます。

歳入歳出同額の209万5,000円を計上するものでございます。

予算書へお戻りください。土木費、土木管理費、1目土木総務費291万9,000円の追加で、8,205万5,000円となります。13節委託料291万9,000円の追加につきましては、学校施設の耐震補強工事の実施に当たり、現行補助率の引き上げを受けるため必要となります。全町の住宅、建築物耐震促進計画策定事業の委託料でございます。

教育費、小学校費、1目学校管理費270万円の追加で、2,168万4,000円となります。学校の耐震化に係る委託料の計上でございますが、資料ナンバー5をごらんいただきたいと思います。上砂川町立学校施設の耐震補強及び大規模改造事業に係る計画概要でございます。教育長の行政報告で申し述べましたが、このたび耐震補強が必要となります学校施設につきましては、昭和50年建築の中央小学校の屋内体育館、そして昭和46年から49年の建築となります上砂川中学校の校舎、屋体、格技室でございます。

計画の概要でございますが、事業期間につきましては平成20年度から22年度実施ということでございまして、地震対策特別措置法国庫補助率引き上げ期間内にてすべて事業完了とするものでございます。全体計画につきましては、各年度ごとに表にまとめてございます。平成20年度につきましては、計画関係ということで、一番最初に町営住宅建築物耐震促進計画策定をいたしまして、その後に町の地域防災計

画書の変更、そして知事の同意を得まして道の第3次地震防災緊急5カ年計画に登載するという事務手続が必要となるものでございます。事業内容と経費でございますが、住宅建築物耐震促進計画策定委託費は291万9,000円で、財源につきましては国庫補助で2分の1の適用となります。先ほど土木費に計上したのがこの経費でございます。

平成21年でございます。各事業費につきましては、概算事業費でございまして、実施設計委託後確定するものでございます。小学校屋体の実施設計費では255万円、中学校の校舎、屋体、格技室の実施設計委託で1,125万円、合計で1,380万円の見込みとなるものでございます。

次に、平成22年度でございます。小学校の屋体耐震補強工事で2,860万円、中学校校舎、屋体、格技室の耐震補強工事で1億7,170万円で、合計で2億30万円となりまして、補強の全体経費では2億3,070万円となるものでございます。財源につきましては、国費ということで2分の1、1億1,045万3,000円、起債で8,080万円、一般財源は3,944万7,000円となるものでございまして、補助金にありましては最終年度の平成22年度に交付されるということになるものでございます。次に、改修事業でございますが、表の中ほどでございます。小学校屋体の外壁改修で530万円、中学校の大規模改造で1、2階利用に改修するということでございまして、裏面に改修計画図がございます。校舎管理と利用の効率化を図るため、現在使用しております3階以上を閉鎖いたしまして、各教室、必要となる施設を1、2階に集約し、あわせて内外部の整備も行い、学習環境を改善するものでございます。事業費は1億1,300万円でございます。これによりまして、耐震補強を全体経費と大規模改造を合わせまして総体事業費は3億4,900万円を見込むものでございます。

以上が全体計画の概要でございます。

予算書へお戻りください。13節の委託料でございます。270万円の追加は、ただいまご説明いたしました内容によりまして学校耐震化2次診断業務で287万円を追加し、当初で計上しておりました学校施設耐震化優先度調査業務、不要となりますことから17万円全額を減額するものでございます。

教育費、中学校費、1目学校管理費1,325万円の追加で、3,936万9,000円となります。小学校費同様、13節の委託料で1,325万円の追加となります。学校耐震化2次診断業務で1,373万円を追加し、学校施設の耐震化優先度調査業務で48万円を減額するものでございます。

歳入へまいります。4ページの歳入でございます。2、歳入、国庫支出金、国庫補助金、2目土木費補助金145万9,000円の追加で、824万5,000円となります。土木総務費の補助金でございまして、住宅、建築物耐震促進計画策定事業といたしまして、歳出で計上いたしました291万9,000円の2分の1の補助金でございます。

5目農林水産業費補助金209万5,000円の追加で、209万5,000円となります。林業振興費補助金でございまして、美しい森林づくり基盤整備事業として歳出同額の補助金の計上でございます。

道支出金、道委託金、1目総務費委託金97万6,000円の追加で、801万8,000円となります。住民税還付にかかわりません道税取り扱い委託金97万6,000円の計上でございます。

町債、町債、1目総務債1,405万8,000円の追加で、1億3,345万8,000円となります。1節の臨時財政対策債325万8,000円の追加につきましては、9月までに臨時財政対策債許可予定額の予算整理が義務化され、措置するものでございます。当初9,500万円が9,825万8,000円となるものでございます。3節の環境保全林整備事業債でございますが、1,080万円の追加で、大手町地所の山林購入にかかわる起債で充当率は75%、交付税算入が30%となるものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金3,241万2,000円の追加で、3,863万4,000円となります。前年度繰越金を充当するものでございます。残額につきましては、2,140万円となるものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

議案第39号

○議長（貝沼宏幸） 日程第19、議案第39号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第39号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照いただきます。

平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,180万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年9月24日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示により議案第39号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、5款広域連合支出金18万円の追加で、18万円となります。

1項広域連合交付金、同額でございます。

歳入合計が18万円の追加で、8,180万5,000円となります。

2、歳出、1款総務費18万円の追加で、70万5,000円となります。

1項総務管理費18万円の追加で、23万5,000円となります。

歳出合計が18万円の追加で、8,180万5,000円となります。

4ページの事項別明細書の歳出であります。3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費18万円の追加で、23万5,000円となります。11節の需用費13万円の追加は、保険料軽減の拡大措置に伴います広報用経費でチラシ等作成として消耗品費で9万7,000円、印刷製本費で3万3,000円を計上するものであります。12節の役務費5万円の追加は、対象者へのチラシ案内等発送の郵便料であります。

歳入へまいります。2、歳入、広域連合支出金、広域連合支出金、1目後期高齢者医療特別対策交付金18万円の追加で、18万円です。1節の後期高齢者医療特別対策交付金18万円の追加は、歳出の広報費用に充当のための道広域連合からの特別対策広報事業交付金を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

議案第40号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第20、議案第40号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第40号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

予算書本文をご参照願います。

平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,716万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年9月24日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第40号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款繰越金52万5,000円の追加で、52万5,000円となります。

1項繰越金、同額でございます。

歳入合計が52万5,000円の追加で、1億6,716万9,000円となります。

2、歳出、1款、老人保健施設費52万5,000円の追加で、1億4,353万8,000円となります。

1項総務費、同額でございます。

歳出合計が52万5,000円の追加で、1億6,716万9,000円となります。

4ページの事項別明細書の歳出であります。3、歳出、老人保健施設費、総務管理費、1目一般管理費52万5,000円の追加で、1億4,353万8,000円となります。11節の需用費52万5,000円の追加は、給湯循環ポンプ及び調理器具殺菌庫等の修繕料であります。

歳入へまいります。2、歳入、繰越金、繰越金、1目繰越金52万5,000円の追加で、52万5,000円です。

1節繰越金は、前年度繰越金387万4,000円のうち52万5,000円を充当するもので、残額は334万9,000円

となるものであります。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

認定第1号 認定第2号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第21、認定第1号及び日程第22、認定第2号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由の説明及び内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成19年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、認定第2号 平成19年度上砂川町水道事業会計決算認定について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま一括上程されました認定第1号、第2号について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

認定第1号 平成19年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

平成19年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次、認定第2号 平成19年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

平成19年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で認定第1号及び認定第2号について提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして認定第1号及び第2号について内容の説明をいたします。

お手元に配付してございます平成19年度上砂川町各会計決算の概要をごらんいただきたいと思います。読み上げて説明させていただきます。

平成19年度各会計の当初予算は、空知産炭地域総合発展基金（以下「発展基金」）の解決に当たり道の指導のもと策定いたしました財政健全化計画に基づいた予算計上でありました。

この財政健全化計画は、人件費の削減を中心とした内容で、町長30%、副町長、教育長25%、職員で20%の削減を、議員等の非常勤特別職の月額報酬についても14%から35%の削減のほか住民に係る制度施策の一部を見直し実施したところです。

積立金（基金）については、平成18年度は発展基金からの借入金の一括返済のために財政調整基金から4億4,000万円を取り崩し、年度末残高で1億5,000万円ほどとなっておりますが、平成19年度においては健全化計画の実施による人件費の削減効果や地方交付税において行革を実施した市町村に対する頑張る地方応援プログラムの新たな算入などにより減額幅が小さかったことなどから財政調整基金等へ2億2,000万円ほどの積み立てを行うことができ、平成19年度末基金残高で3億7,000万円ほどとなったところです。

財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率は、平成18年度で臨時財政対策債を含め96.4%でしたが、平成19年度では7.6ポイント減の88.8%まで減少しました。これは、健全化計画による人件費の削減や公債費の減少など行財政改革の効果により改善されたものです。

財政力指数につきましては、過去3カ年平均で12.7%と平成18年度と同じ比率で自主財源の割合が低く、地方交付税など依存財源にゆだねている状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

各会計の決算は次のとおりとなっております。表でございますが、一般会計の歳入は28億118万2,000円、歳出は27億4,114万6,000円で実質収支は6,003万6,000円となったところでございます。また、特別会計でございますが、7つの特別会計合計で歳入は11億6,143万1,000円、歳出では11億5,754万6,000円、実質収支は388万5,000円となり、一般会計と特別会計の合計では歳入が39億6,261万3,000円、歳出は38億9,869万2,000円、実質収支は6,392万1,000円となったところでございます。

2ページの平成19年度一般会計決算の概要でございます。平成19年度一般会計につきましては、予算額28億50万円に対し、歳入は28億118万2,000円、執行率100.0%となり、歳出は27億4,114万6,000円、執行率97.9%となったところです。平成18年度決算と比較し、大幅な減額となっておりますが、これは平成18年度において空知産炭地域総合発展基金からの長期借入れの一括返済や、この発展基金（旧基金）を取り崩すため上砂川振興公社に対し温泉関連施設の売却や増資など、例年になく特別な経費の減額とあわせ財政健全化計画の実施による人件費の削減などによる経常経費の減額によるもので、歳入で前年度比54.9%、歳出で55.5%減と前年度の2分の1程度で決算を終えています。

歳入でございますが、歳入において、自主財源である町税は、個人町民税の税源移譲による税率改正や法人町民税の増収により3,458万3,000円増の2億56万3,000円となっております。

地方譲与税については、税源移譲により所得譲与税の廃止により前年度より3,104万5,000円減の2,171万3,000円となっております。

地方交付税については、普通交付税、特別交付税合わせて658万9,000円減の15億9,261万4,000円となっております。

財産収入については、温泉施設売却収入（15億2,000万円）の減により前年度より15億2,254万円減の2,205万9,000円となっております。

諸収入では、発展基金助成金（11億4,000万円）の減により前年度より11億1,508万4,000円減の3億9,225万5,000円となっております。

町債については、振興公社への増資に係る出資債の減により前年度より3億6,400万円減の1億2,940万円となっております。

次に、歳出ですが、歳出では、前段申し上げましたとおり、人件費については、平成19年度に人件費の削減を中心とした財政健全化計画による職員給料20%削減等により、8,231万8,000円減の6億696万2,000円となっております。

公債費について、発展基金の一括返済（14億4,000万円）や温泉施設売却をするための繰上償還（2億9,000万円）の減により前年度より19億25万4,000円減の7億463万2,000円となっております。

補助費等では、振興公社助成金（11億4,000万円）減により10億9,526万8,000円減の4億847万2,000円となっております。

投資及び出資金については、振興公社出資金（3億8,000万円）の減により3億8,465万1,000円減の1,570万7,000円となっております。

以上により、平成19年度における実質収支は歳入決算額28億118万2,000円、歳出決算額27億4,114万6,000円で差し引き6,003万6,000円を繰り越し、決算を終えております。

次に、各特別会計であります。最初に、国民健康保険特別会計であります。国民健康保険特別会計は、歳入歳出とも2億5,537万9,000円の決算となっております。

歳出については、空知中部広域連合分賦金等の総務費で2億2,475万9,000円、国保税システム開発委託料2,992万5,000円、旅費等の事務費69万6,000円となっております。

歳入については、国民健康保険税1億6,086万8,000円、使用料及び諸収入で国保連合会の基金精算還付金96万6,000円、国庫支出金で国保税徴収システム開発補助200万円、繰入金として国保税システム開発経費として国保基金から2,780万円繰入、財政法上のルール分による一般会計からの繰入金6,341万8,000円により収支の均衡を図ったところでございます。

次に、土地開発造成事業特別会計であります。土地開発造成事業特別会計は、歳入歳出とも2,477万9,000円の決算となっております。

宅地造成事業で歳入歳出とも1,602万6,000円の決算で、歳出については分譲地販売用チラシ印刷費で14万6,000円、長期債償還金元金、利子1,588万円となっております。

歳入では、鶉本町分譲地1区画の売却により宅地売払収入で167万8,000円となり、不足分1,434万8,000円を一般会計より繰り入れして収支の均衡を図ったところでございます。

次に、工業団地造成事業で歳入歳出合計875万3,000円の決算となっております。

歳出については、長期債元金、利子875万3,000円で、歳出同額を一般会計より繰り入れして収支の均衡を図ったところでございます。

町立診療所事業特別会計であります。町立診療所事業特別会計では、歳入歳出とも9,651万円の決算となっております。

歳入については、医療収入では患者数の減少により前年度より188万7,000円減の6,859万2,000円となり、分担金及び負担金で1,982万円、諸収入476万5,000円となっております。

歳出については、人件費等の総務費で5,336万2,000円、薬品費等の医薬費で4,219万円、長期債元金、利子で95万8,000円となり、不足する333万3,000円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図っております。

次に、老人保健施設事業特別会計であります。老人保健施設事業特別会計では、歳入1億7,926万1,000円に対し、歳出では一般会計への繰出金1,341万7,000円を含め1億7,538万7,000円となり、歳入歳出差し引き387万4,000円の黒字決算となっております。

歳入については、施設サービス費収入で1億6,066万7,000円、利用料1,823万6,000円、諸収入17万8,000円、繰越金18万円となっております。

歳出については、人件費、繰出金等の老人保健施設費で1億5,089万1,000円、長期債元金、利子で2,

449万5,000円となっております。

土地取得事業特別会計であります。土地取得事業特別会計では、歳入歳出とも1,197万3,000円の決算となっております。

歳出については、公共用地取得に係る2件の長期債元金、利子1,197万3,000円で、歳出同額を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図っております。

下水道事業特別会計であります。下水道事業特別会計では、歳入3億248万8,000円に対し、歳出では平成19年度繰越明許事業費5,835万3,000円を含め3億247万7,000円となり、歳入歳出差し引き1万1,000円の黒字決算となっておりますが、これは平成20年度に実施する繰越明許事業費に充てる財源となるものです。

歳入については、受益者分担金626万3,000円、下水道使用料2,441万7,000円、国庫支出金7,280万円、諸収入は石狩川流域下水道組合負担金還付金として110万7,000円、町債1億3,590万円、繰越明許費のための繰越金275万3,000円となっております。

歳出については、総務管理費1,262万5,000円、下水道建設費1億6,136万3,000円、下水道維持費382万5,000円、長期債元金、利子及び一時借入金利子1億2,463万3,000円となり、不足する5,924万9,000円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図ったところでございます。

次に、水道事業会計であります。水道事業会計の収益的収支は、事業収益、消費税控除対象額を含む事業費用とも1億7,374万7,000円の決算となっております。

収益については、給水収益等の営業収益で1億3,404万6,000円、繰入金3,812万7,000円を含めた営業外収益で3,961万6,000円となっております。

また、資本的収支では、収入6,142万5,000円に対し、支出1億1,932万1,000円で差し引き不足額5,789万6,000円については過年度分及び現年度分損益勘定留保資金で5,789万6,000円を補てんし、なお不足する5万5,000円を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で認定第1号及び認定第2号についての内容の説明を終わります。

ここで全体を通して質疑を受けたいと思います。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

決算特別委員会設置及び付託について

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第23、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案ありました認定第1号 平成19年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 平成19年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、定数8名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査を含めこれに付託し、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号につきましては、8名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査を含めこれに付託することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

本決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります柳川議員を除く全議員を指名いたします。

なお、本決算特別委員会の正副委員長につきましては、申し合わせによりまして総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、委員長には椿原総務文教委員長、副委員長には川上総務文教副委員長を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照願います。

また、決算特別委員会には、これらの資料等を使用しますので、お忘れのないように必ずご持参願いたいと思います。

報告第5号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第24 報告第5号 平成19年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました報告第5号について、報告理由を申し述べますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

報告第5号 平成19年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成19年度決算により算出した財政健全化判断比率の暫定値及び資金不足比率の暫定値を監査委員の意見を付して次のとおり報告します。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告第5号について報告理由の説明を終わります。

○議長（貝沼宏幸） 引き続き、内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示により平成19年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告をさせていただきます。

財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「健全化法」という。)が平成19年6月の公布に伴い、平成19年度決算より監査委員の審査に付し、意見書を付して議会への報告と住民公表が義務づけられましたので、健全化法第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成19年度上砂川町財政健全化判断比率及び資金不足比率について報告をするものでございます。

このたび報告いたします健全化判断比率は、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率と将来負

担比率の4つの財政指標と地方財政法上企業会計として位置づけられる下水道事業会計、土地開発造成事業会計、水道事業会計の3特別会計に係る資金不足比率で、これらの指標が国の示す一定の基準を上回りますと、その比率に応じ早期健全化団体や財政再生団体となり、議会の承認を必要とする財政健全化計画または財政再生計画の策定が義務づけられ、自治体の財政運営は国や道の管理下となるものでございます。特に財政再生計画は、総務大臣の承認を必要とする計画策定となりますが、これらについては平成20年度決算からの適用となるものです。

それでは、各指標について報告させていただきます。初めに実質赤字比率ですが、普通会計の決算における赤字の割合を示す指標で、本町の場合は一般会計、診療所会計、土地取得会計3会計に係るもので、平成19年度における3会計での実質収支は6,003万6,000円の黒字決算となっていることから、赤字比率はゼロとなっています。

次に、連結赤字比率ですが、普通会計とそれ以外の各特別会計における赤字比率をあらわしますが、各特別会計で赤字決算をしていないことから、連結赤字比率についてもゼロとなっています。

実質公債費比率は、公債費等の支出に係る一般財源の負担割合を示すもので、平成18年度では33%と国の示す早期健全化基準の25%を大きく上回っていましたが、平成19年度決算では発展基金からの借入金の一括返済や長期債の償還終了等により24.7%と8.3ポイント減少する見込みとなっています。この実質公債費比率については、平成17年度から平成19年度までの3カ年平均となっており、平成17年度における発展基金の償還金が含まれているため、依然として高い水準となっておりますが、平成20年度決算時においては、この発展基金の影響がなくなることから18%以下まで減少する見込みとなっています。

将来負担比率については、全会計の公債費残高に対する一般財源の負担額、一部事務組合の公債費残高に対する負担額、職員が全員退職したと仮定した場合の退職手当組合への負担額及び第三セクター等に対する損失補償額等により算出され、平成19年度における将来負担比率は244.6%となる見込みです。なお、第三セクターに対しての損失補償等は行っておりませんので、比率には影響しておりません。

次に、資金不足比率ですが、本町の場合、7特別会計のうち資金不足比率を求められている特別会計は、地方財政法上企業会計として取り扱われる下水道事業会計、土地開発造成事業会計、水道会計の3会計で、資金不足比率が公営企業会計ごとに20%以上となりますと早期健全化団体となり、財政健全化計画と同様に議会の議決を必要とする経営改善計画の策定をしなければなりません。4指標同様平成20年度決算からの適用となるものです。

資金不足比率の算出方法は3特別会計ごとに異なりますが、平成19年度決算における各特別会計の資金不足比率は次のとおりです。

下水道事業会計は、決算における歳入歳出の差し引きで算出されますが、平成19年度決算では赤字とはなっていないので、資金不足比率はゼロとなっています。

土地開発造成事業会計は、公債費の残高と未分譲地に係る土地の時価評価額との差し引きで算出されます。この土地の時価評価額につきましては、固定資産評価額をもとに算出しており、土地の時価評価額が公債費残高を上回っていることから資金不足比率はゼロとなるものです。

水道事業会計は、未収金（流動資産）と未払い金（流動負債）の差し引きで算出されますが、未収金には水道料金の未納分や繰入金が含まれ、未払い金を上回ることから資金不足比率はゼロとなっています。

本町の財政4指標及び企業会計での資金不足比率については、すべて国の示す基準以下となっております。

平成19年度決算における財政運営には影響しないものと見込まれますが、人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減収が今後も想定されることから、引き続き厳しい財政運営を強いられるものと見込まれます。

このたびの報告は、今後国や北海道との協議等により変更となる可能性もあり、暫定値として報告させていただきます。

また、住民に対する公表につきましては、町広報及びホームページにて行うこととしております。

なお、総務省においても10月上旬にこの暫定値につきまして公表を行う予定となっており、確定値については11月下旬から12月上旬に公表が行われる予定となっておりますので、あわせて報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第5号 平成19年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については報告済みいたします。

休会について

○議長（貝沼宏幸） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のためあす25日を休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、25日を休会することに決定いたしました。

なお、休会中につきましては常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、26日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願ひいたします。

散会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 零時05分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署名議員 横溝一成

署名議員 柳川暉雄

平成 2 0 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 2 日）

9月26日（金曜日）午前10時00分 開 議
午前11時55分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 3 3 号 権利の放棄について
- 第 4 議案第 3 4 号 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定について
- 第 5 議案第 3 5 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 6 議案第 3 6 号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 3 7 号 北海道市町村備荒資金組合同規約の一部を改正する規約について
- 第 8 議案第 3 8 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 議案第 3 9 号 平成 2 0 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 0 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 3 号～第 4 0 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 1 1 調査第 3 号 所管事務調査について
- 第 1 2 選挙第 2 号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

（追加日程）

- 第 1 3 発議第 3 号 上砂川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 4 発議第 4 号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 5 意見書案第 1 1 号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書
- 第 1 6 意見書案第 1 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 第 1 7 意見書案第 1 3 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書
- 第 1 8 意見書案第 1 4 号 社会保障関係費の 2 2 0 0 億円削減方針の撤回を求める意見書
- 第 1 9 意見書案第 1 5 号 「特例一時金」を 5 0 日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書

○会議録署名議員

7 番 横 溝 一 成
8 番 柳 川 暉 雄

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は10名であります。

理事者側につきましても、全員出席しております。

定数に達しておりますので、平成20年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(開議 午前10時00分)

会議録署名議員指名について

○議長(貝沼宏幸) 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、7番、横溝議員、8番、柳川議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

一般質問

○議長(貝沼宏幸) 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

大内兆春 議員

○議長(貝沼宏幸) 4番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番(大内兆春) 私は、平成20年第3回定例会に当たりまして、3件の質問をいたします。

最初に、子育てと教育による町の自立を目指して。その一案として小中一貫教育の導入の検討についてお聞きいたします。将来において本町のような過疎の小規模自治体が自立していくためには、どのような方向性にあるべきか。言いかえれば、国を含めた社会全体とのかかわりにおいて、上砂川町がどのような役割を担えるのかについて、今の私なりに厚く深く広く考えているところがございます。その一つの可能性として考えられるのが子育てと教育の町という方向性です。地道に人づくりのノウハウを積み上げていき、それを本町の財産として蓄積していった結果として、子育てと教育ならば上砂川町という評価を内外から得ることができれば、自立の可能性は広がっているのではないかと思います。そういった自立の可能性の模索の観点から、また現実に直面している教育問題の打開策の一つとしての観点から導入を提案したいのが小中一貫教育システムです。これは、私立の教育機関ではおなじみのものですが、公立の機関に関しては国内各地においても検討もしくは実施に移されつつあるシステムです。ご承知のように、このシステムの柱は教科担任制というもので、中学校に籍を置く社会の先生が小学生を教える一方、小学校の音楽の先生が中学生を教えるといった相互交流のシステムで、子供たちの得手不得手を早期に把握し、対応が立てられること。また、長期にわたり接することにより才能、長所を伸ばすことが可能といった学習指導面の効果のほか、教育現場の熱意の活性化、不登校の減少など、トータルな好結果を生んだとの報告が現場からなされているようです。私は、本町においてはこの制度に保育園をプラスした、より総合的なものを検討及び導入して、子育てと教育の町づくりの基礎財産としてはどうかと思いますが、お考えはいかがかお尋ねいたします。

次に、子育て支援募金箱の設置についてお聞きいたします。ご承知のとおり、北陸、福井県は財政難の状況にあるにかかわらず、あえて県を挙げて子育て支援、3人目以降懐妊の場合の検査料の負担など

を行っております。これには、もともと教育に熱心な県民性の下地に加え、行政と県民一人一人が1世帯につき3人以上の子供を持たないと社会の人口はふえないという原理の共通認識と人口減少に対する危機感を持ちながら県全体で行っている政策という特色があります。こういった特色をあらゆる個別政策の一例として、同県若狭町の赤ちゃん募金箱があります。子育て支援対策の財源確保策として設置されたものでありますが、下地として住民全体に財政難や少子化問題に対する共通の認識があれば、寄附もまた財源確保の手段として有効になるのではないかと思うものであります。ついては、同じく財政難にある本町においても、子育て支援財源の確保の観点から募金箱設置に類した政策を検討してみたいかがと思いますが、お考えはいかがかお尋ねいたします。

3件目の質問として高齢者世帯等への福祉灯油助成の再度実施についてお聞きいたします。原油価格などの上昇による影響は深刻であり、特に冬期の暖房の燃料として灯油に頼る本町のような寒冷地住民の家計への影響ははかり知れません。そこで、提案ですが、本年度も高齢者世帯等への福祉灯油助成事業を実施し、同世帯等の方々の生活不安を取り除く必要があるのではないかと思考するものであります。できれば事業対象者を今月中に決定し、早い時期に生活不安の除去を行えば政策的によりベストだと思いますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの4番、大内議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。初めに、教育長。

○教育長（勝又 寛） 4番、大内議員の1件目のご質問、子育てと教育による町の自立を目指して、小中一貫教育の導入検討についてお答えをいたします。

議員のご指摘は、本町のような小規模自治体が自立するためには、特徴ある町づくりの一つとして保育園、小学校、中学校を通して子育てと教育の町として一貫教育の導入をご提言いただいたものと理解しているところであり、幼児期の子育てと小中学校での教育は、地域社会全体で見守っていく必要があるものと思っているところであります。国は、ことし3月に新しい小中学校の学習指導要領を改訂し、前回の改訂で掲げた生きる力を継承しつつ、ゆとり教育から確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した教育を基本として改訂されました。全面的な適用につきましては、小学校が23年から、中学校が24年からとなっておりますが、21年度から一部教科の週当たりの授業時間をふやして、前倒しをして全面適用までの移行期間として適用するとしております。

また、小中連携教育の推進としてカリキュラム編成上の検討課題として取り上げられており、六三制の区切りが今日の子供の育ち方、生活の仕方、家庭での養育のあり方など心身の成長を家庭との間に大きなずれを起こしており、そこに多くの子供たちがつまづいていると言われております。このようなずれが小中学校間にスロープをかけて、子供のスムーズな成長を促す新しい学校教育のあり方が求められているとしております。

このような中で、中学校に入学した1年生が学校生活にスムーズに溶け込めず、中学校では担任と接する時間が少ないことなど、小学校とは違う環境にいろいろな変化となって順応できない状況が生じていると言われております。これを中1ギャップと称しておりますが、小学6年生と中学1年生との間での段差で苦しんでおり、不登校の急増や教科の好き嫌いなどの問題現象としてあらわれているのも実情であります。全国の公立、私立学校の一部では、小中一貫教育や連携教育をいち早く取り入れた実践校などでは、義務教育終了時の目標に向かっての9年間、責任を持って指導し、小中学校が共通認識の上、

学習指導や生徒指導、進路指導などを行い、また教科担任制では小中学校の教職員の交流授業において、議員ご指摘のように子供に基礎、基本が十分に身につけていないとの報告がなされておりますが、その反面では生徒指導において児童生徒の実態把握が十分にできたなどの実践報告がなされております。

当町では、保育園へ入園前の幼児を対象としてお母さんたちの仲間づくりや子育てへの不安解消と、子育て支援を目的として昨年まで実施しておりましたちどすくーるから、ことしは子育て支援事業としておひさまルームを開催しているところであります。また、小中学校の連携としましては、ことし8月に3年ぶりに招聘いたしました中学校英語指導助手のレノックス氏を小学校の6年間を通して子供たちが英語になれ親しむことができるようにするため、中学校との協力のもとに9月から毎週水曜日の午前中に小学校での活動を実施しておりますとともに、また児童生徒の問題行動の把握や未然防止のため、生徒指導連絡協議会の開催や学校での各教科サークルでの教科研究、教育教材の研究などにつきましても学校教育振興会などで実践しているところであります。現在の教科担任制の交流授業につきましては、英語だけでの実践ではありますが、小中学校での教職員の共通認識を高めて、交流授業としてできるものから一つ一つ現実のものにしていきたいと考えているところであります。

まだまだご指摘の小中一貫教育にはほど遠いものがありますが、国の学習指導要領改訂に伴い、当教育委員会といたしましても当町の教育の振興と小中学校での整合性を持った教育内容の充実を図るため、教育課程を今作成しなければなりませんので、学校教育振興会や教職員などの協力のもとに小中学校連携も視野に入れた上砂川町教育課程の編成などについて検討をしているところでありますので、実践研究のワーキンググループや保護者、地域住民、学校関係者なども含めた委員会の設置などにつきましても関係機関との連携のもと、保育園から小学校、中学校を通じてのシステムづくりにつきましても検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。

○議長（貝沼宏幸） 次、福祉保健課長。

○福祉保健課長（山本丈夫） 4番、大内議員の2件目の質問、子育て支援募金箱の設置についてにお答えいたします。

福井県での子育て支援に関する事例、とりわけ若狭町の赤ちゃん募金箱に関して、貴重なご提言をいただきました。福井県は、県民の貯蓄金額が多いとの報道があり、それは3世代での熱心な子育てで体制により、いわゆる共稼ぎが多いためと聞いております。こうした県民性を背景に、行政と県民が一体となった子育て支援が成り立っているのだと推測するものです。こうした福井県の中にあって、事例の平成17年に2つの町の合併によりできた人口1万7,000人余りの若狭町でも出生数の減少があり、「子どもは町の宝」をキャッチフレーズに各種子育て支援策に取り組んでいます。若狭町では、子育て支援事業の財源に充てるとし、従前の寄附金の寄附目的の項目に平成20年度から赤ちゃん基金を新設し、町民や各種団体、企業からの寄附金、また町外からの寄附金があった際に区分し、積み立てることとしたものでございます。これは、本町の6月に議決をいただきましたふるさとづくり寄附条例に基づくふるさとづくり基金における子育て、教育支援に関する事業のための寄附と同様の事例でございます。

さて、若狭町の赤ちゃん募金箱は、こうした基金活動の一環として財源充当が主な目的ではなく、あくまでも子育て支援の機運盛り上げのため役場や公民館など数カ所に設置したもので、問い合わせをしたところ、4月から8月までの5カ月間の募金額の実績は約5万円あったそうでございます。募金や寄附は、趣旨に賛同していただくような周知、PRも重要であります。住民全体の機運の盛り上がりも

大切であり、ご提言のような下地として住民全体に財政難や少子化問題に対する共通の認識が不可欠であると思います。

本町は、財政問題、人口減少、少子、高齢等々課題が山積している中で、保育園では従前からの一時保育や延長保育に加え、平成20年度からは孤立しがちな子育て中の母親が子供と一緒に参加し、交流できる月1回のおひさまルームの開設、また子育て家庭の医療負担軽減のため、同じく20年度から小学生までの町内医療機関の通院医療費全額助成等を進めております。厳しい財政状況ながら取り進めている少子化対策や子育て支援に関する施策を住民の皆さんに対し今後一層周知していく中で住民全体の機運の盛り上げを図り、ふるさと基金などへの寄附促進につなげたく、募金箱の設置を含めた財源確保の貴重なご提言は今後の参考にさせていただきたいと思います。

以上、ご理解を願うものでございます。

次に、3件目の質問、高齢者世帯等への福祉灯油助成の再度実施についてにお答えいたします。福祉灯油助成事業につきましては、昨年度の灯油の著しい急騰にかんがみ、低所得の高齢者世帯等の冬期の生活を支援するため、本町も昨年12月の定例町議会の追加議案で議決をいただき、実施したところでございます。実施段階での助成対象世帯は、住民税非課税で施設等入所者、生活保護世帯及び町税並びに各種使用料を滞納している世帯を除く重度身体障害者の世帯13世帯、70歳以上の高齢者のいる高齢者世帯390世帯の計403世帯でございました。申請期間は、当初1月から2月まででございましたが、途中から3月中旬まで延長し、申請者数は71.2%の287世帯、助成額は町内の灯油販売業者に対して3月まで有効の灯油引きかえ券により1世帯当たり5,000円分を助成したところでございます。周知方法でございまして、町広報1月号、2月号、3月号、各号でのチラシ配布や記事掲載が主で、特にチラシは申請書を兼ねたものとし、申請者本人や代理の方が1回の来庁で用が足りるよう配慮したつもりでございまして。

さて、本年度の実施に関してでございますが、9月7日付の北海道新聞朝刊にて道内79市町が実施との報道があり、空知管内は14市町で、その中に本町も含まれていたものです。これは、5月に道の補助金の要望調べがございまして、これに対しまして財源確保のあらかじめ対策として本町が要望、手を挙げたことが根拠になっているものと思われまます。

灯油価格につきましては、依然として高騰傾向にあり、北海道段階でも道内全市町村の実施を促すことを目的に地域政策補助金において補助基準額引き上げなどの制度見直しを予定しておりまして、本町としても依然として厳しい財政状況ながら、今年度も実施したいと考えているものでございます。灯油価格は、昨年の実施段階では1リットル100円程度でございましたが、現在は120から130円程度ということで、二、三割ほど高く推移しております。助成額も昨年の5,000円からの引き上げも必要かと思慮しているところでございまして、実施方法につきましては昨年同様の方法でと考えているものでございますが、今なお灯油価格の変動が著しく、助成金額も含め状況の見きわめを要するものと考えていますことから、灯油需要期に入るときに助成額を決定の上、遅くとも12月の議会には提案させていただくこととなりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。大内議員。

○4番（大内兆春） 1件目、2件目についてですが、人口減少、当町の財政に限りがある中で、私は当町が生き残るためには責めが必要であると思います。また、時間との競争でもあります。何ができるのか、今苦境のときこそ未来を見た選択肢を私なりに示したつもりでございまして、スピード感を持つ

て進めていきたいと思えます。

以上要望いたしまして、終わります。

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

高橋成和議員

○議長（貝沼宏幸） 次、3番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（高橋成和） 私は、平成20年第3回定例会に当たり、町民クラブを代表して通告しております3件について質問いたします。

1件目の質問ですが、報道機関、町広報においても記載されていましたが、7月末をもって2市3町による地域づくり懇談会が解散し、本町は今後自立の道を歩むこととなりました。現在も町職員、住民が一丸となり町づくりに取り組もうとしているさなかではありますが、最近になり、つい先日報道機関などでも一部取り上げられておりましたが、昨年より自治体財政健全化法のもと財政健全化判断比率等の報告が総務省より求められました。本町は、今までの行財政改革の成果もあり、早期健全化団体の対象にはならず、安心しているところでありますが、気になる点の一つとして新たに本年6月27日に閣議決定されました定住自立圏構想について本町の見解をお聞かせ願います。

私も資料にて報告書等の内容を拝見いたしました。人口5万人以上の枠組みで中心市に都市機能を重点的に集積させ、周辺町村等の連携で自立が可能な圏域の形成を目指す旨と記載されており、意義や目的、手段については説得力のあるフレーズになっており、道州制を意識した内容かと思うところですが、この地域に置きかえてみると、5万人規模だと滝川市を中心とした枠組みになるかと思われます。今後の中空知広域圏組合の動向を見ながら動かなければならないところですが、いずれこのままでいくと砂川市を含めた合併協議どころか、以前解散した滝川市を中心とした枠組みに強制的に各自治体に求められるのではないかと考えられます。既に総務省から知事あてに定住自立圏構想実施団体の募集と各自治体に対する取りまとめの要請が始まっているところではございますが、いずれは財政力の弱い小規模自治体については自立でなく孤立を強いられ、町の将来像や住民による選択の余地も与えられなくなる日が来るのではないかと不安に感じております。今後も本町は身の丈に合った行財政運営が強いられると思えますが、人口減少の動向調査や今後の投資的経費、財政シミュレーション等、将来の展望についてお聞かせ願いたいと思えます。

続いて、2件目の質問、企業誘致の促進についてであります。ことしになり新たに町内に進出される企業やマイクログラス社の工場生産ラインの拡大に伴う雇用の拡大など、将来に向けての明るい兆しが見えてきているところではあります。経済情勢が悪い中、本社の合理化により撤退されている企業も2社もありました。特に本町にとっては、特産品の一つであり、上砂川のブランドであった源馬社の塩からなどの水産加工品がなくなるのは大きな痛手になるのではないかと考えられます。現在の特産品は、菌床シイタケのみとなっておりますが、水産加工販売業などにかわる新たな食品製造業にかかわる企業への誘致の促進や関係機関への働きかけなどの今後の取り組みについてお聞かせください。

また、今回撤退する源馬社及びグローバルグローブ社の空き工場や社屋についての維持管理や他社への売却については、各事業所の本社からはどのような連絡を受けているのでしょうか。今後も町としてホームページや他企業への情報発信をする必要があるかと思えますが、空き工場対策についてお聞かせください。

3件目の質問ですが、近年ひとり暮らしの高齢者の居室内での病死が増加傾向にあるように思われます。ある程度は、町から社会福祉協議会へ委託し、自治会、地域住民の協力体制により救急隊の連絡等はできているようですが、高齢化率40%を超える本町にとって、組織の連絡調整の強化、ボランティア活動の呼びかけなど大きな課題があるかと思われます。以前からひとり暮らしの高齢者には救急隊と連絡のとれる緊急連絡通報装置など町負担で無料貸し出ししているとお聞きしましたが、現在の設置状況について教えてください。台数に限りもあるかと思いますが、要望があっても行き届いていない方もいるかと思いますが、ひとり暮らしの高齢者に関しては対象の方は何人くらいいるのでしょうか。また、隣近所との交流もない独居老人も中にはいるとお聞きしております。今後も急病による突然死、孤独死は多くなるのではないかと懸念されます。住民による連絡体制などのソフト面の強化や緊急連絡通信システムの設置などが今後も必要かと思ひますし、早期発見で命が助かるケースも出てくるかと思ひますが、現在は道の補助金制度もないとお聞きしております。頑張る地方応援プログラムの助成金活用などで予算化することは可能でしょうか、お聞かせ願ひます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの3番、高橋議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。初めに、総務財政課長。

○総務財政課長（永井孝一） 3番、高橋議員の1件目のご質問、今後の行財政運営や展望についてお答えいたします。

ご質問の趣旨は、新合併特例法は平成22年の期限が迫る中、2市3町の地域づくり懇談会が解散され、当面の間単独で進むことになるが、総務省から求められている財政健全化判断比率や定住自立圏構想の見解とあわせて今後人口減少等も見込まれるもので、それらの動向調査や投資的経費の方向性を含めた財政シミュレーション等の将来展望について示されたいとのことであると思ひます。本町では、平成13年度から自主的に行財政改革に着手し、職員の人件費等を中心に節減を図り、住民サービスの一部見直しを含め取り組んできたものであり、現在は平成18年度における空知産炭地域総合発展基金の一括返済問題により北海道の指導のもと策定いたしました平成18年度から22年度までの財政健全化計画の推進により財政運営に当たっているものであります。

このような中、2市3町の地域づくり懇談会が解散され、合併は困難となり、当分の間は単独での行財政運営を余儀なくされるものであります。昨今国にあっては、議員ご指摘のとおり地方財政の健全化を確保するとのことで、財政健全化判断比率の報告を義務化したもので、この点にありましては財政運営における透明性の確保や早期対策への着手が可能となるなど、再生団体の転落を回避する上では効果的施策であると思ひます。

また、お話のありました総務省が提示した定住自立圏構想につきましては、人口5万人以上の都市に各種機能を重点的に集めた上で周辺市町村との協定による連携をもって自立可能な圏域の形成を目指し、地域から大都市への人口流出を防ぐものであります。本町のように財政力が弱く、人口1万人を切る小規模自治体にあつては、窓口業務のみの行政運営になることが想定され、必ずしも効果的なものに至らないと思ひます。言いかえますならば、議員ご指摘のように自立できる、自立するのではなく、孤立を強いられ、行政選択ができない極めて厳しい状況に追いやられると危惧するものであります。いずれにいたしましても、今後小規模自治体を取り巻く状況がどのようになっていくのか。そして、小規模自治体のあり方がどうなるのかなどについて、現在のところ具体的な施策の方向が示されてお

ませんが、単独での行財政運営が限りなく制限され、実際には行政としての機能を有しない状況になるのではないかと不安もありますが、情報収集に努め、議会と住民の皆さんと一丸となって誤りのない対応をしてみたいと考えるものであります。

今お話し申し上げましたとおり、今後も予断を許さぬ厳しい状況が見込まれる中でありますが、次年度以降の財政シミュレーション等についてお答えいたします。ご質問の中では、今後の人口減少の動向調査はいかにとのことでありますが、健全化計画策定時におきまして、人口問題研究所による推計値により収支計画を立てたものであります。現在この推計人口をベースに、平成18年度から22年度までの健全化計画の見直し作業を進めております。計画期間にあつては、5年先の平成27年度までとし、毎年ローリング方式により時局に沿った計画とするものであります。

内容につきましては、健全化計画における基本事項を変えることはなく、定年退職者の不補充を主とした職員人件費の抑制を中心に事務事業の見直しを進めるものでありますが、平成13年度からの行財政改革実施により相当数の効果が生じており、その結果分析をベースに、特に差異につきまして平成22年度、国勢調査が行われるので、人口減少を勘案しながら町税及び地方交付税を中心に見直すこととしております。

また、歳出につきましては、現行の住民サービス維持を基本とし、収支計画はもとより、将来の実質公債費比率等にも大きな影響を及ぼす投資的経費にあつては、継続事業であります下水道整備に伴う公営住宅、改良住宅の水洗化工事と凍上、沈没等による道路改修整備事業、地上デジタル化に伴う整備事業など、必要最小限の建設事業を実施するものとし、今後の大型事業としては学校施設の耐震補強事業を予定しておりますが、緊急性、必要性、効果を十分に検討し、事業を選択していくことで地方債の発行を抑制するとともに、借り入れにありましては利率、充当率、地方交付税に算入等、有利な地方債を活用することを基本として対応してまいります。このほか、本町での財政運営上も大きな負担となります各特別会計への繰出金にありましても、人口減少動向を把握しつつ、独立採算制の堅持に努めるものとし、財政健全化判断比率の連結実質赤字比率や資金不足比率への影響が生じないように配慮してまいります。

再三お話し申し上げましたとおり、今後の財政運営は地方交付税の動向に左右されるもので、楽観視することはできませんが、必要となる制度施策にありましては収支計画に反映するなどして効率的運営に努める所存であります。

また、今後も小規模自治体の置かれる状況はさらに厳しさを増すものと思われまことに、合併を視野に入れた行政運営について北海道の指導を受けつつ進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） 次、企画産業課長。

○企画産業課長（林 智明） 3番、高橋議員の2件目のご質問、企業誘致の促進についてにお答えいたします。

本町の企業誘致につきましては、本町唯一の基幹産業でありました三井砂川炭鉱の閉山により、雇用の確保と新たな産業基盤を確立するため、企業誘致活動を積極的に展開し、最大31社、700名近い雇用を創出いたしました。景気の低迷などによりまして廃業撤退が相次ぎ、現在は10社、雇用も260人余りまで激減するなど雇用環境は極めて厳しい状況にあります。このような状況の中、町長行政報告で町

長からご報告いたしましたマイクログラス社の工場増設とジャパンアグリテック社のシイタケ栽培事業の新規進出につきましては、本町の経済状況の中では久しぶりに明るいニュースであり、2社合わせて70名程度の雇用も創出されることから、雇用環境が厳しい本町にとっては大きな雇用開発効果となり、さらに本町財政への波及効果も期待されるところであります。

一方、平成7年に本町に進出し、塩からなどの水産加工品を製造していた北海道源馬が本年7月末日をもって撤退し、さらに平成3年に進出した手袋や軍手を製造していたグローバルグローブ社につきましても本年8月末日をもって撤退したところであります。撤退の主な要因といたしましては、原油の高騰により材料費が大幅に値上がりするなどの影響を受け、上砂川工場はもとより、本社の売り上げも大幅に減額したことにより、両社ともに本社との共倒れを防ぐため撤退となったところであります。議員からご指摘のありました北海道源馬の塩からにつきましては、本町の数少ない特産品であり、特に主要製品でありましたやりいかじゃん辛は上砂川ブランドとして全道的にも認められてきたところであったため、大変残念な結果となったところであります。

1点目の新たな食品製造業にかかわる企業への誘致の促進や関係機関への働きかけなどの今後の取り組みについてであります。本年度当初予算において地域振興推進調査事業として100万円予算計上しており、この調査事業は産炭地域振興センターから委託を受け行う事業で、本町の事業につきましては産炭地域の自立化を図るため、企業誘致調査を行い、今後の企業誘致活動を積極的に展開し、産炭地域の自立的発展を推進することを目的としております。調査事業の具体的内容につきましては、従業員規模や対象業種など誘致ターゲット企業を抽出し、電話やアンケート調査により投資意向調査を実施するもので、実施に当たりましては民間信用調査機関に委託して行うものであります。本町の場合、誘致ターゲット企業を従業員数50名以上の企業で、対象業種を食料品製造業、一般電気機器製造業、精密医療器械製造業に対象企業を絞り込み抽出し、調査機関に投資意向調査をさせることにしており、調査結果につきましては今後の企業誘致活動で有効に活用するためデータベース化することにしてあります。

本事業の実施時期につきましては、事業主体である産炭地域振興センターの確定時期が10月予定でありますので、確定後は早期に調査機関に発注するとともに、本町の懸案事項であります若年層の雇用の場の確保を図るため、この調査結果をもとに投資意向のある企業に対し企業誘致活動を積極的に展開し、地域の振興、活性化を図ってまいりたいと考えております。

2点目の空き工場対策についてであります。現在2社ともに空き工場を売却すべく他企業と交渉しているところでありますが、町からも他企業へ働きかけをしてほしい旨の要望が来ておりますので、町内の遊休地や遊休施設の情報を提供し、企業から年間数件問い合わせが来ております町ホームページの企業誘致情報の売却情報欄に今回の2社の売却情報を早急にホームページに掲載することとしております。また、先ほど申し上げました地域振興推進調査事業の実施に当たっても、調査機関に対し遊休地や遊休施設の情報を提供し、調査対象企業に情報提供させたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、第1次産業もなく、産業基盤がまだ確立していない本町にとって、企業誘致は人口の定着化や商店街の活性化など有効な地域振興活性化対策でありますので、新規の企業誘致は大変難しい状況にあります。今後は調査事業の資料をもとに企業誘致活動を積極的に展開していきたいと考えており、また既存企業の育成も大変重要でありますので、既存企業と連携を図り企業の体質強化と経営基盤の安定を図っていきたくて考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） 次、福祉保健課長。

○福祉保健課長（山本丈夫） 3番、高橋議員の3件目のご質問、ひとり暮らしの高齢者に対する急病時の連絡体制や緊急通報装置の設置についてにお答えいたします。

ご指摘のとおり、近年、特にことしに入ってから高齢者を初めとしたひとり暮らしの方の孤独死の発生が目立ってきております。もともと65歳以上の高齢者が40%を超える本町は、ひとり暮らしも約600人と多く、緊急時の安否確認が大きな課題になっています。町では、こうしたひとり暮らしの病弱な高齢者に対し、従前から緊急通報装置の貸与を実施しており、その貸与台数、総台数は現在97台に達しております。緊急通報装置は、65歳以上のひとり暮らしで身体病弱のため緊急時の行動が機敏にできない方を対象に貸し出しているものでございます。緊急通報装置の仕組みでございますが、電話機に併設の通報装置本体と携行用ペンダント、これは首から下げたりするものでございますが、これから成っております、いずれも発信ボタンのみの操作で消防本部に伝わるもので、平成19年度の通報受信では救急出動を要したのが4件、ほかは不安解消や相談など40件でありました。現時点での取り付け希望者でございますが、現時点では11人でございます、転出や施設入所等によりまして、移設転用が可能な台数、そしてご指摘の頑張る地方応援プログラムの助成金を活用した今年度購入の5台により年度内には待機が解消できる見込みでございます。取り付けの申込者数は年によって差がありますが、5人から10人ということで、今後大きく不足する場合につきましては臨機応変に対応してまいりたいと考えているものでございます。

また、地域等における見守りや安否確認関係の現状でございますが、町から社会福祉協議会に委託をしております週1回の電話によるふれあいサービス、週2回の配食サービスを初め、特に注視すべき人に対しては民生委員が日常的な見守りを実施したり、近所の方に協力をお願いしたり、健康状態が心配されるなど、場合によっては保健師等が訪問することもございます。いずれの場合も突然死の場合は通報装置がついていても通報自体が困難であること、また地域での常時の見守りは物理的に不可能でございまして、孤独死防止には直接結びつかないことや発生事例に見受けられますように、隣近所との交流がない場合は情報が少なく、十分に把握できないなどの課題があります。今後は、別居の親族がいる場合には、親族に毎日安否確認の電話をしていただくような依頼や社会福祉協議会や自治会、老人クラブはもちろん、新聞販売所、郵便局、訪問機会のある商店や業者なども含めた関係機関、関係団体の連携強化によるネットワークづくりについて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、またご協力もお願いをするものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（高橋成和） ありません。

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

川 上 三 男 議 員

○議長（貝沼宏幸） 次、5番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（川上三男） 私は、平成20年第3回定例会に当たり、福祉灯油の実施について質問いたします。

原油価格の異常な高騰から足かけ3年になります。石油製品の値上がりは、家計と営業を圧迫し、北海道の基幹産業である農業、漁業の経営、これらを悪化させるばかりか、温泉や経営の、さらには自治

体施設の運営まで窮地に追い込んでいます。政府は、こうした実態を知りながら、備蓄の放出は石油の供給が不足する場合とか市場価格に任せているとかと国会答弁や政府交渉で繰り返し国民負担の軽減を求めても背を向けてきました。北海道では、灯油は米と同じくらい大切なもの、暖かいのが何よりのごちそうなどと言います。したがって、今多くの自治体でこの福祉灯油制度の実施に前向きな変化が生まれています。本町でもこの制度が実施されて、多くの町民から喜ばれています。

したがって、私の質問は、1つには実施に向けた基本的な考え方について。

2つ目は、交付率の向上について周辺自治体の昨年の冬の取り組み及び今後の上砂川町の対応について。

3つ目には、生活保護世帯を対象にした実施に向けた基本的な考え方を伺って、私の質問を終わります。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの5番、川上議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山本丈夫） 5番、川上議員のご質問、今冬の福祉灯油の実施についてにお答えをしたいと思います。

今シーズンの福祉灯油の実施に関する考えにつきましては、先ほどの大内議員の質問への答弁どおり、実施する方向でございますので、ご理解を願うものでございます。

助成券の交付でございますけれども、交付は申請によるものでございますが、交付率は先ほども申し上げましたとおり、昨年度の場合は71.2%、ほぼ7割でありましたけれども、道内全体としても7割に達しない市町村が数多くございました。どの市町村もご指摘のとおり交付率向上に苦慮したものでございます。他市町村もいろいろやったわけでございますが、本町といたしましても交付率向上も含めまして1月から2月の申請期間に合わせまして町広報1月号での申請書を兼ねたチラシ配布と町広報2月号の記事掲載をしましたが、対象者のほぼ3割が未申請であること、そしてせっかくの制度ということがございまして、申請期間を3月中旬まで延長し、町広報3月号で再度申請書を兼ねたチラシを配布したところでございます。また、民生委員にも協力をお願いいたしまして、対象と思われる高齢者に対しましてお声かけも実施しております。他市町村も同様のことを、当町の事例も参考にしながらやったということでございまして、他市町村の動向についてはその辺でご理解をお願いしたいと思います。

今年度実施するとした場合でございますけれども、実施を前提に考えておりますが、こうした周知方法に加えまして、老人クラブへも周知の協力を依頼をしたいというふうに考えておりまして、周知漏れを極力少なくしたいと考えているものでございます。

次に、生活保護世帯を対象とするかについてでございますけれども、この事業はご承知のとおり生活保護世帯を除く、主に年金生活の低所得世帯を対象にしております。これは、生活保護世帯に対しては、制度上最低生活が可能とした金額の保護費が支給されている上、冬期間でございますけれども、1人世帯では月約2万円の加算があり、家族1人ふえることにつき5,000円程度ふえるため、4人家族の場合は月約3万5,000円の加算があるということでございまして、生活保護を受けていない年金生活者にはこうした加算措置がなく、国保税、後期高齢者保険料、住宅料の通年負担に加え、冬期間は病院代の負担も比較的大きくなること、また本町の厳しい財政運営の中での限られた財源を考えたとき、昨年同様、今年度も生活保護世帯については対象外とせざるを得ないものでございますので、ご理解をお願いするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○5番（川上三男） ありません。

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時02分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、7番、横溝議員につきましては、所用のため一時退席しておりますので、ご了承願います。

議案第33号 議案第34号 議案第35号

議案第36号 議案第37号 議案第38号

議案第39号 議案第40号

○議長（貝沼宏幸） 日程第3、議案第33号から日程第10、議案第40号までについては既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第33号 権利の放棄について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 権利の放棄については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第34号 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第35号 地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第6、議案第36号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 上砂川町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第7、議案第37号 北海道市町村備荒資金組規約の一部を改正する規約について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 北海道市町村備荒資金組規約の一部を改正する規約については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第8、議案第38号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第9、議案第39号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第39号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第10、議案第40号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第40号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

調査第3号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第11、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出どおり許可してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出どおり許可することに決定いたしました。

選挙第2号

○議長（貝沼宏幸） 日程第12、選挙第2号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

本件は、町村議会議員の区分において候補者が選挙の定数1名を超える2名となり、選挙が行われることになったものであります。

当選人は、北海道後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により決定することになります。

したがって、会議規則第32条第2項の規定にかかわらず選挙の結果は有効投票のうち候補者の得票数までを報告し、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員数は9名であります。

立会人には大内議員、高橋議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名でございます。

投票用紙配付願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（貝沼宏幸） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（貝沼宏幸） 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。

議席の順に従い、堀内副議長から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（貝沼宏幸） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。

大内議員、高橋議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（貝沼宏幸） 開票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、有効投票 9 票。

有効投票のうち、松井宏志鶴居村議会議員 8 票、渡辺正治余市町議会議員 1 票、以上のとおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（貝沼宏幸） この開票結果を北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に報告いたします。

追加日程について

○議長（貝沼宏幸） ただいま議長の手元に発議 2 件、意見書案 5 件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

発議第 3 号

○議長（貝沼宏幸） 最初に、日程第 13、発議第 3 号 上砂川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を受けます。4 番、大内議員。

○4 番（大内兆春） 発議第 3 号 上砂川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について。

上記議案を地方自治法第 112 条及び上砂川町議会会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出する。

平成 20 年 9 月 26 日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 大 内 兆 春

賛成議員 森 国 三 椿 原 満 春

川 上 三 男 高 橋 成 和

提案理由、平成21年2月に執行される町議会議員選挙において議員定数を減ずるため本条例の一部を改正するものである。

本文に入ります。上砂川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

上砂川町議会議員の定数を定める条例(平成12年上砂川町条例第31号)の一部を次のように改正する。本条例中「11人」を「9人」に改める。

附則

この条例は、公布の日以後初めてその期日が告示される一般選挙から施行する。

以上であります。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 討論なしと認めます。

これより発議第3号について採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 上砂川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

発議第4号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第14、発議第4号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を受けます。4番、大内議員。

○4番(大内兆春) 発議第4号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

上記議案を地方自治法第112条及び上砂川町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年9月26日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 大 内 兆 春

賛成議員 森 国 三 椿 原 満 春

川 上 三 男 高 橋 成 和

提案理由、上砂川町議会議員の定数の減に伴い、常任委員会の委員定数を減ずるものである。

本文に入ります。上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上砂川町議会委員会条例（昭和62年上砂川町条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「6人」を「5人」に改め、同条第2号中「5人」を「4人」に改める。

附則

この条例は、平成21年2月19日から施行する。

以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより発議第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第11号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第15、意見書案第11号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書について議題といたします。

2番、堀内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（堀内哲夫） 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年9月26日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 堀 内 哲 夫

賛成議員 柳 川 暉 雄 川 上 三 男

水 谷 寿 彦 森 国 三

意見書案第11号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書

北海道は、広大な面積に180の市町村から成る広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存していることから、道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤となっている。

また、冬期間における厳しい気象条件に加え、台風などの自然災害時に発生する交通障害や交通事故の多発、道路施設の計画的な補修・更新など、多くの解決すべき課題を抱えている。

以上のことから、道民にとって、高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備はぜひとも必要であり、特に、全国に比べて大きく立ちおけている高規格幹線道路

ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化、道民の命にかかわる救急搬送といった地域医療の充実などを図る上での最も重要な課題の一つである。

こうした中、政府においては、道路特定財源の来年度からの一般財源化を閣議決定したところであるが、国、地方を通じて極めて厳しい財政状況のもとで、いかに地方の道路整備に必要な財源が確保されていくのか、非常に危惧される所である。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

記

1. 道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方が必要とする道路の整備や維持管理に要する財源の確保を明確にすること。
2. 新たな整備計画の策定に当たっては、立ちおけている高規格幹線道路の整備や安全で安心な冬期交通の確保など、北海道の実情に十分配慮した道路整備が着実に推進できるようにすること。
3. 地方の自主性・裁量性を生かし、地域の道路整備のさまざまな課題に対応することができる地方道路整備臨時交付金制度を継続し、さらに拡充を図ること。
4. 今年度の暫定税率失効に伴う国道及び地方道の道路整備財源の減少分については、国の責任において確実に措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第11号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第12号

○議長（貝沼宏幸） 日程第16、意見書案第12号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について議題といたします。

3番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（高橋成和） 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年9月26日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 高 橋 成 和

賛成議員 川 上 三 男 柳 川 暉 雄

大 内 兆 春 森 国 三

本文に移らせていただきます。

意見書案第12号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第12号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第13号

○議長（貝沼宏幸） 日程第17、意見書案第13号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書について議題といたします。

5番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（川上三男） 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年9月26日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 川 上 三 男

賛成議員 高 橋 成 和 椿 原 満 春

森 国 三 大 内 兆 春

本文に入ります。

意見書案第13号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書

原油や食料品の価格の高騰が続き、国民、勤労者の生活を直撃している。

日本の景気はさらに減速しているという見方も増え、特に生活困窮層にあっては「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されなくなるおそれがある。

これまでの景気回復下において、国と地方の格差は拡大し、地域経済は疲弊している。賃金が低下する中、物価高騰による購買力の低下は、住民の生活を圧迫させ、さらなる地域経済の悪化や地方行政運営に深刻な影響を与えることが懸念される。

よって、国会及び政府においては、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

1．原油や食料の高騰に伴う実質所得低下を緩和するため、中低所得者層を中心とする所得税・住民税の減税や生活困窮者に対する補助金制度の創設、生活扶助基準に対する物価上昇分（3%程度）の上乗せを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第13号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第14号

○議長（貝沼宏幸） 日程第18、意見書案第14号 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書について議題といたします。

4番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（大内兆春） 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年9月26日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 大 内 兆 春

賛成議員 川 上 三 男 横 溝 一 成

椿 原 満 春 森 国 三

本文に入ります。

意見書案第14号

社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書

地域における医師不足をはじめとして、医療、介護、福祉などの社会的セーフティネット機能が著しく弱体化している。

非正規労働者の拡大は、生活保護基準以下で働く、いわゆるワーキングプア層をつくり出し、社会保険や雇用保険に加入できないなど、住民の生活不安は確実に広がっている。

そのような中で、7月29日に閣議了解された「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、社会保障関係費予算を2200億円抑制することが示された。

これでは、地域の医療体制や介護人材確保は深刻な事態に陥りかねない。

不安定雇用が拡大し、雇用情勢の悪化が懸念される中、労働保険特別会計の国庫負担金の削減は、雇用社会の基盤を揺るがしかねない。

よって、国会及び政府においては、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(骨太の方針2006)で打ち出された社会保障関係費を毎年2200億円削減する方針を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上であります。

○議長(貝沼宏幸) 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第14号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第15号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第19、意見書案第15号 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書について議題といたします。

6番、水谷議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番(水谷寿彦) 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書(案)。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年9月26日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 水 谷 寿 彦

賛成議員 横 溝 一 成 森 国 三

柳 川 暉 雄 川 上 三 男

本文に入ります。

意見書案第15号

「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書

季節労働者の冬期雇用援護制度である通年雇用安定給付金暫定2制度が廃止され、加えて、雇用保険の季節労働者向け失業給付である特例一時金50日分が40日に削減され、いま季節労働者はかつてない厳しい生活を強いられています。

建設関連の冬期失業者を対象とする冬期技能講習の給付金9万円および雇用保険の特例一時金2割削減による合計15万円の収入減は、拾い仕事で厳冬の数ヶ月を乗り切る季節労働者にとって深刻な死活問題となっております。

北海道における季節労働者は未だ11万人余と全国の約6割を占めますが、特に建設業ではその95%が専業労働者であり、冬期間の雇用と生活の確保が最重要課題です。

事業の年間平準化や通年雇用化が進まない中で、冬期雇用援護制度の廃止と特例一時金削減だけを先行することは、限りある財政の中で冬期季節労働者対策を進めてきている北海道地域の疲弊を促進させるばかりです。

昨年秋にスタートした国の季節労働者「通年雇用促進支援事業」は、委託条件に阻まれ地域の主体的な事業企画ができず、十分な効果を上げていません。しかも、この事業を通じて、通年雇用に至らない季節労働者が大量に置き去りにされています。

市町村自治体による季節労働者対策である冬期の短期就労事業の拡充は、通年雇用に至らない大多数の季節労働者の雇用と生活の確保、通年雇用化への環境整備として自治体において最重要課題となっており、これへの国の財政措置が必要です。

これら状況から、以下の項目の実現を求めます。

記

1. 雇用保険の特例一時金を50日分に戻すこと。
 2. 通年雇用促進支援事業について、実施主体である「地域協議会」が主体的な事業を無条件に実施できるよう委託条件の大幅な見直しを行うこと。
 3. 自治体における季節労働者対策の冬期事業拡充のために、特別交付税などの財政措置を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣。

以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第15号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第15号「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

教育委員長あいさつ

○議長（貝沼宏幸） 本定例会に付議されました案件につきましては、すべて終了いたしましたので、ここで退任されます大西教育委員長より退任のごあいさつをいただきたいと思っております。

○教育委員長（大西ヨシ子） それでは、3日間の議会でお疲れのところ時間をいただきまして、ごあいさつをさせていただきます。

初めに、4期16年間、議員の皆様、そして行政の皆様のご指導を賜り、その上私の身体にも気をかけていただき、感謝申し上げます。

さて、16年間の教育委員としての任の間、私はこんな気持ちで務めさせていただいたということを少し述べさせていただいて、大変時間をとらせて申しわけございませんが、自分で実践してきた中で反省やら、それからご協力いただいたことについて逐次たどってみたいと思っております。長い時間とらせるかもしれませんが、ちょっとお聞きいただきたいと思っております。ごあいさつでないごあいさつになるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

まず、教育委員の任を受けましたとき、たかが小学校の教師の私がこの任を果たしていけるのかという気持ちでちょっと二、三年悩みました。そして、定例会議では学校訪問の後、子供の指導の様子、PTA活動、女性団体のあり方については、樫教育長と論じてまいりましたが、これだけではいけないというような気持ちを持ち続けました。47年に社会教育主事の研修は終わっていましたが、ゆとり教育、そして男女共同参画と、教育内容が新しく変わっていきます。その中で新しい知識を求めて何とかこの任に当たりたいというふうな気持ちを持ちまして、生涯学習インストラクターの通信教育を受けさせてもらいました。

そんな中で、私がお子たちや父母に何か残してやることができないだろうかと考えて、教職員のときに郷土学習の資料がなく、木村氏の市井史を1冊、それを頼りに、そして地域の方たちの助言を賜りまして指導に当たったことを思い出していました。そこで、福井鶉地区の方々から知識や知恵をいただいて、郷土学習の資料をつくりたいというふうに思いました。そして、A4、230ページほどの水色の表紙の「以水」、つまり福井の九頭竜川と上砂川のパンケウタシナイ川を続いて開拓されたその内容で子供たちの資料をつくりました。そして、そのときに学校が閉鎖、合併になったりしていますので、学校の跡地の碑、それから学校100年の歩み、このものの着手に取りかかることができました。太鼓のほうも郷土学習としてオリジナル曲をつくって子供たちの指導してまいりましたので、おかげで16年度の福井の町づくりの中に招待されましたので、子供たちを連れて、子供たちも一緒に福井に参加させていただき、喜んでその子供たちの発表を見ていただき、子供たちも喜んで帰ってくることができました。さて、この曲、今ちょっと休んでいます。子供たちが少なくなり、4つのパートに分かれての曲が16曲あります。これを今たたく子供たちがいなくなりました。成長して、やがて上砂川を思い出したとき、太鼓のあの響きを何とかたたいてみたいというふうに思う子供がいましたら幸いと思ひ、楽譜として残しておきました。

次に、平成15年の2月、東京で全国インストラクターの大会がありまして、そのときに実践の論文が欲しいということで提出いたしましたところ、この論文が通りまして、東京で大会の中で賞をいただくことができました。さて、このことは教育委員としての任を私の背中を押していただけてでき上がったもの、このように思ひ、上砂川の皆さん、議会の皆さん、行政の皆様には本当にお礼を申し上げたいとい

う気持ちでいました。

長くなりますが、ここでもう一つ、この場でお礼を言っておかなければ言うところがないというふうに思っています。皆さんのお手元に差し上げました「歴史傳道」、430ページにわたるA4の本を、冊子をつくり上げることができました。上砂川は、鶉と炭鉱の2つの歴史を持つ町です。閉山になりましたので、ぜひこのことも踏まえて、織り込んでいきたいというふうに思い、私の発想からご多忙な行政の方々、そして地域の方々の原稿、写真等をいただき、協力していただいたことに深く感謝しています。

さて、木村氏の市井史、それから片山氏の古老が語る、この遺産もあわせて皆さんの力でつくり上げて、次世代へ伝えていく冊子をつくり上げるができましたこと、まことに、本当にうれしく思っています。そして、皆さんの力ででき上がった冊子、皆さんにお礼をここで申し上げたいというふうに思っています。

さて、この冊子の中で亡くなった方々を掘り起こして書類をつくるものですから、道弘寺にて冊子、写真、炭鉱の記録などを持って行って供養していただいて、そして旧坑口のあった場所をたどりながらといった作業を続けました。それで、般若心経と仏語を取り入れてまとめてみたものです。これが果たして教育委員としての任に当たったのかどうか疑問を感じていますが、任の一端として受けとめてくだされば幸いです。たくさんのご協力と、それからご指導をいただき、この本は次世代への子供たちに伝えていく役目をしてほしいというふうに願っています。

まだ一つ、鶉に神社がありまして、あれも福井とのつながりのある神社です。それをこれから残された命、ゆったりとこの役をおりましたら調べながら、また記録を残していきたいというふうに思っています。福井にも何度か行政からやっていただきました。きずなの深みを行くたびに感じて、知識と知恵をもらってまいりました。

最後に、これは教育内容もこれから大きく新しいもの変わっていきます。私の任の不足分を何とか後任の方にゆだねて、補足していただきたいというふうに思っています。長い間ご指導いただき、重ねて重ねてお礼を申し上げます。

これで退任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。これからも日々顔を合わせましたらご指導くださるようお願いいたします。長い間ありがとうございました。

○議長（貝沼宏幸） 大西委員長、長い間大変ご苦労さまでございました。

閉会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 以上で平成20年第3回上砂川町議会定例会を閉会いたします。どうも長い間ご苦労さまでございました。

（閉会 午前11時55分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署名議員 横 溝 一 成

署名議員 柳 川 暉 雄